

インサイダー取引規制の見直しに伴う「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正について

平成 25 年 9 月 17 日

日本証券業協会

1. 改正の趣旨

本協会では、本年 9 月施行のインサイダー取引規制の見直しに係る「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」等の一部改正により、純粋持株会社等に係る重要事実の軽微基準の見直し等が行われたことに伴い、グリーンシート銘柄等の会社情報の報告・開示事象に係る軽微基準について所要の整備を行うこととし、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」（以下「細則」という。）の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

(1) 純粋持株会社等の報告・開示事象に係る軽微基準の見直し

- 会社情報の報告・開示事象に係る軽微基準のうち、発行会社の規模との対比で定められる数値基準について、当該発行会社が純粋持株会社等（細則上は「特定上場会社等」（注）と規定）である場合には、単体ベースの計数に代えて、連結ベースの計数を用いることとする。

（注） 直近の有価証券報告書又は会社内容説明書に含まれる最近事業年度の損益計算書において、関係会社に対する売上高（製品売上高及び商品売上高を除く。）が売上高の総額の 80%以上である会社をいう。なお、発行会社が特定上場会社等に該当する場合には、有価証券報告書又は会社内容説明書において、その旨及びその内容を具体的に記載する必要がある。

- その他所要の規定整備を行う。

（細則別表 I. 「報告事象欄」 1 (13) 及び 2 (1) の「軽微基準欄」並びに「報告事象欄」 5 等）

(2) 子会社の業務提携に係る軽微基準の見直し

- 子会社の業務提携に係る軽微基準のうち、提携相手の子会社の株式を取得する場合の基準について、当該提携相手による当該子会社株式の保有比率による現行の基準を、当該提携相手により取得される子会社株式の価額と発行会社グループの規模との対比による基準に見直すこととする。

（細則別表 I. 「報告事象欄」 7 (8) の「軽微基準欄」 (a) の (イ) 及び (b) の (イ)）

3. 施行の時期

この改正は、平成 25 年 9 月 17 日から施行し、同日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書又は会社内容説明書について適用する。

以 上

高齢顧客への勧誘による販売に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）の制定について（案）

平成 25 年 9 月 13 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

一般的に高齢者は、身体的な衰えに加え、記憶力や理解力が低下してくることもあるとされており、高齢者に対する投資勧誘においては、本人やその家族から苦情やあっせんの申立て等がなされる事例も生じている。

については、高齢顧客に投資勧誘を行う場合においては、適合性の原則に基づいて、慎重な対応を行う必要があると考え、高齢者に対する勧誘等に関する協会の態勢について「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において検討を行ったところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討結果等を踏まえ、高齢顧客への勧誘による販売に係る適正な投資勧誘に努めるため、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）の制定を行うこととする。

2. 改正の骨子

（1）「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

- ① 協会は、高齢顧客に有価証券等の勧誘による販売を行う場合には、当該協会の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、高齢顧客の定義、販売対象となる有価証券等、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な投資勧誘に努めなければならないこととする。（第5条の3）
- ② 上記①の改正に伴い、第5条の2における「顧客」の定義を第5条の3に準用する。（第5条の2）

（2）「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

上記（1）の改正に併せ、協会は、金融商品仲介業者が「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第5条に基づき協会が備える「顧客カード」の活用並びに同規則第5条の2及び第5条の3に定めるところ等により適切な投資勧誘を行う態勢を整備しなければならないこととする。（第6条第2項）

(3) 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）の制定について

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第5条の3について、協会における社内規則等の整備に資するため、高齢顧客への勧誘による販売に係る社内規則において規定すべき事項や運用に係る留意事項等についての考え方を示す。

3. 施行の時期

この改正は、平成25年12月16日から施行する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：

平成 25 年 9 月 13 日(金)から平成 25 年 9 月 27 日(金)12:00 まで(必着)

② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「『協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則』等の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL 03-3667-8470)

以 上

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 25 年 9 月 13 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（勧誘開始基準）</p> <p>第 5 条の 2 協会員は、顧客（個人に限り、特定投資家を除く。以下この条 <u>及び次条</u> において同じ。）に対し、次の各号に掲げる販売の勧誘（当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、協会員の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。）を行うに当たっては、当該各号に掲げる販売ごとに勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該販売の勧誘を行ってはならない。</p> <p>1 5 （ 現 行 ど お り ） 3</p> <p>（高齢顧客に対する勧誘による販売）</p> <p>第 5 条の 3 <u>協会員は、高齢顧客に有価証券等の勧誘による販売を行う場合には、当該協会の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、高齢顧客の定義、販売対象となる有価証券等、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な投資勧誘に努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。</p>	<p>（勧誘開始基準）</p> <p>第 5 条の 2 協会員は、顧客（個人に限り、特定投資家を除く。以下この条において同じ。）に対し、次の各号に掲げる販売の勧誘（当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、協会員の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。）を行うに当たっては、当該各号に掲げる販売ごとに勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該販売の勧誘を行ってはならない。</p> <p>1 5 （ 省 略 ） 3</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について（案）

平成 25 年 9 月 13 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（投資勧誘の基本原則の徹底等）</p> <p>第 6 条 協会員は、次に掲げる事項を遵守するよう金融商品仲介業者に周知し、徹底しなければならない。</p> <p>1 ↳ （ 現 行 ど お り ）</p> <p>4</p> <p>2 協会員は、金融商品仲介業者が「協会員 の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第 5 条に基づき協会員が備える「顧客カー ド」の活用 <u>並びに</u> 同規則第 5 条の 2 <u>及び</u> <u>第 5 条の 3</u> に定めるところ等により適切 な投資勧誘を <u>行う</u> 態勢を整備しなければ ならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 25 年 12 月 16 日から施 行する。</p>	<p>（投資勧誘の基本原則の徹底等）</p> <p>第 6 条 協会員は、次に掲げる事項を遵守するよう金融商品仲介業者に周知し、徹底しなければならない。</p> <p>1 ↳ （ 省 略 ）</p> <p>4</p> <p>2 協会員は、金融商品仲介業者が「協会員 の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第 5 条に基づき協会員が備える「顧客カー ド」を活用 <u>することにより、及び</u> 同規則 第 5 条の 2 に定めるところ等により適切 な投資勧誘を <u>行える</u> 態勢を整備しなければ ならない。</p>

協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方（案） （高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）

平成25年9月13日

- 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（以下「投資勧誘規則」という。）第5条の3（平成25年12月16日施行）に規定する「社内規則」の制定等に係る考え方は、以下のとおりです。

1. 社内規則の制定

Q1：高齢顧客に限らず、顧客への投資勧誘に当たっては適合性の原則に則って行うべきものと考えていますが、なぜ高齢顧客に限定して社内規則を定める必要があるのですか。

A：一般的に高齢者は、身体的な衰えに加え、記憶力や理解力が低下してくることもあるとされています。また、高齢者には新たな収入の機会が少なく、保有資産は今後の生活費であることも多いと考えられます。見た目には何ら変化がなく、過去の投資経験が豊富な顧客で、勧誘時点における理解も十分であったと思える顧客が、数日後には自身が行った取引等を全く覚えていなかったという事例も見られます。その結果、本人やその家族から苦情の申立てがなされ、あっせんや訴訟となってしまうケースも生じています。そこで、高齢顧客に投資勧誘を行う場合には、適合性の原則に基づいて、慎重な対応を行うため、各社の実情に応じた社内規則を定める必要があります。

なお、社内規則とは、各社で定める各種ガイドライン等も含むものとし（以下同じ。）。また、社内規則は、規定すべき内容が満たされていれば、必ずしも独立した規則を作成する必要はなく、既存の社内規則を適宜修正することで対応してもよいと考えます。

Q2：社内規則を定めるに当たり、どのような内容を規定すればよいですか。

A：協会員の業態や規模、取扱商品等により、高齢顧客との取引の実態は異なるものと考えられます。したがって、社内規則についても各社の実情に応じて規定することになりますが、各社により高齢顧客への勧誘による販売に関する考え方が大きく異なってしまうことは、複数の協会員と取引を行う高齢顧客が戸惑うことにもつながりかねないことから、ある程度目線を合わせることは必要であると考えます。

そこで、社内規則を定めるに当たっては、少なくとも次に掲げる事項について、本「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」（以下「本ガイドライン」という。）を参考として、各社の実情に応じて規定してください。

①高齢顧客の定義

慎重な勧誘による販売を行う必要があると考えられる顧客の範囲を、年齢を基準として定義してください。この時、目安として75歳以上の顧客を対象とし、その中でもより慎重な勧誘による販売を行う必要がある顧客を80歳以上の顧客とすることが考えられます。

→考え方は、「2. 高齢顧客の定義」を参照してください。

②高齢顧客に勧誘可能な商品の範囲等

役席者の事前承認を得なくても高齢顧客に勧誘可能な商品の範囲を定めてください。その範囲外となる商品の勧誘を役席者の事前承認により可能とする場合は、その手続きや条件についても定めてください。

→考え方は、「3. 高齢顧客への勧誘による販売商品」を参照してください。

③勧誘場所や方法に応じた勧誘

対面（外交）・電話・店頭それぞれの場所、方法に応じて定めてください。

→考え方は、「4. 勧誘を行う場所、方法」を参照してください。

④約定後の連絡

約定後の連絡について担当営業員以外の者から行うことを定めてください。

→考え方は「5. 約定結果の確認・連絡」を参照してください。

⑤モニタリング

上記②から④の手続等についてモニタリングを行うことを定めてください。

→考え方は「6. モニタリング」を参照してください。

Q3：既に高齢顧客との取引に関する社内規則を定めていますが、本ガイドラインの考え方と一致しない場合は、社内規則を改訂する必要がありますか。

A：既に定められている社内規則が、本ガイドラインの考え方に沿ったものとなっていない場合や規定すべき事項が不足していると考えられる場合は、社内規則を改訂又は新設する必要があるものと考えます。

他方、現在の社内規則が本ガイドラインの考え方に沿っており、かつ規定すべき事項が充足している場合や厳しい基準を定めている場合には、改訂等の必要はありません。

2. 高齢顧客の定義

Q1：「高齢顧客」の定義は、どのように定めるべきですか。

A：投資勧誘規則第5条の3の制定の目的は、高齢顧客への勧誘による販売を行うに当たっての適正な投資勧誘等を確保することにあります。慎重な勧誘による販売を行う必要があると考えられる高齢顧客の範囲を、年齢を基準として定めてください。年齢の目安としては、75歳以上の顧客を対象とし、その中でもより慎重な勧誘による販売を行う必要がある顧客を80歳以上の顧客とすることが考えられます。

なお、取引代理人制度を定めている場合は、口座名義人だけではなく、取引代理人が高齢である場合についても、社内規則の対象とする必要があると考えます。また、口座名義人が高齢顧客であり、取引代理人が高齢でない場合については、各社の代理人制度の実情に応じて規定してください。

Q 2 : 高齢顧客への勧誘による販売に関して、社内手続きを定める場合、すべての高齢顧客について同じ手続きとする必要はありますか。

A : 高齢顧客の過去の投資経験や職業その他の経歴、健康状態等により、留意すべき事項は異なるものと考えます。他方、一般的には年齢を重ねるとともに身体の衰えが生じることに鑑みれば、社内手続きの設定に際しては、年齢が上がるごとに、段階的により慎重な勧誘による販売を行う必要があると考えます。

具体的には、目安として75歳以上と80歳以上の2つの年齢を基準として、より慎重な勧誘による販売を行うための手続きを設ける必要があると考えます。詳しくは、本ガイドラインの「3. 高齢顧客への勧誘による販売商品」以降の考え方を参考としてください。

なお、例えば、会社経営者、役員等である高齢顧客について、支店長等の役席者が頻繁に接し、顧客属性や投資意向を十分に把握している場合においては、担当役員等の承認を得て、本ガイドラインの対象外とすることも可能と考えます（ただし、この場合でも、当該高齢顧客が過去に投資経験のない商品の買付けであったり、従来の投資金額に比して急に金額が大きくなったりするような買付けを行おうとする場合には、支店長等の役席者が、必要に応じて顧客の投資意向を再度確認するなど、慎重な対応を行う必要があると考える。）。

3. 高齢顧客への勧誘による販売商品

Q 1 : 社内規則において、高齢顧客への勧誘による販売が可能な商品を限定する必要があるですか。また、勧誘を伴わない高齢顧客の自発的な注文については制限する必要はありますか。

A : 一般的には価格変動が大きな商品や、複雑な仕組みの商品、換金性が乏しい商品を高齢顧客に勧誘により販売する際には、その適合性について留意する必要があります。

したがって、適合性の原則に基づいて、高齢顧客に勧誘しても問題がないと考えられる商品の範囲をできるだけ具体的に定めたいうえで、それ以外の商品(以下、本ガイドラインにおいて「勧誘留意商品」という。)について勧誘を行う場合には、役席者の事前承認を得る等、所定の手続きや条件を定めて慎重に対応する必要があります。

なお、本ガイドラインでいう「勧誘」とは、「個別商品の買付けに関する説明」をいうものとします。

勧誘を伴わず、高齢顧客が勧誘留意商品を自ら選択し、銘柄及び数量を指定

して購入を希望する場合には、本ガイドラインに基づく手続きや条件の対象とする必要はないと考えます。

しかし、高齢顧客から、例えば「投資信託を買いたいのだが、何かお勧めの商品はないか。」との質問に対して、具体的な勧誘留意商品を示して説明することは勧誘に該当すると考えられますので、所定の手続きや条件に従って対応する必要があることに留意する必要があります。

Q 2：所定の手続きや条件にかかわらず、高齢顧客への勧誘による販売が可能と考えられる商品にはどのようなものがありますか。

A：一般的には、価格変動が比較的小さいこと、仕組みが複雑ではないこと、換金性が高いことなどに該当する商品が考えられます。例えば、次のような商品が考えられます。

- ① 国債、地方債、政府保証債等
- ② 普通社債（いわゆるS B）
- ③ 公社債を中心に投資し、比較的安定的な運用を指向する投資信託
- ④ 知名度や流動性が高い通貨建て（平成25年9月現在、米ドル、ユーロ、オーストラリアドルが該当すると考える。）の①②③に相当する債券及び投資信託

また、上場株式、ETF・ETN、REIT（以上、外国市場を含み、すべて現物取引に限る。）については、価格変動リスクが比較的大きいものの商品性が広く周知されていることや時々刻々の価格変動に合わせた取引ニーズも存在することなどから、一律に勧誘を制限することには馴染まないと考えられます。

また、値動きが日経平均株価（日経225）や東証株価指数（TOPIX）の変動率に一致するよう設計された投資信託についても、当該指標が広く知られており、価格変動についての情報も得やすい商品であることから、同様と考えられます。

したがって、これらの商品（あくまでも一例であり、各社において、上記のうち、例えば国内商品に限定する考え方、あるいは、上記の商品に該当していても信用リスクが高いものは対象外とする考え方等もあり得ると考えられる。）については、本ガイドラインで示す勧誘留意商品の対象とする必要はないと考えます。

なお、これらの商品に関する高齢顧客との取引についても、社内規則において勧誘による販売に関する所定の手続きや条件の対象となる商品とすることを妨げません。その場合は、円滑な取引にできる限り支障が出ないように工夫しておくことが望ましいと考えます。

Q 3：高齢顧客には勧誘留意商品の勧誘を一切行ってはいけないのですか。役席者が事前承認することにより勧誘してもよいのですか。また、その場合、役席者はどのような点に留意して事前承認を行えばよいのですか。

A：十分な投資経験と投資資金を保有し、勧誘留意商品への投資を望んでいる高齢顧客もいらっしゃいます。このような顧客に対しては、投資意向等を十分に確認のうえ、必要な投資情報の提供等を行ってよいものと考えます。

しかし、高齢者は健康状態に変化が生じることもあり、また、普段接している担当営業員からは理解力等に問題がないように思えても、別の者の目で見ると言動に不安な点が見られることもあり得ます。

そこで、担当営業員が高齢顧客に対して勧誘留意商品の勧誘を行う場合には、勧誘の都度、役席者の事前承認を得る必要があると考えます。この手続きは、目安として75歳以上の顧客を対象に含むようにしてください。

役席者の事前承認は、単に担当営業員からの申告だけで判断するのではなく、役席者自らが高齢顧客との面談や電話での会話（あわせて「面談等」という。）により、健康状態や理解力等を確認し、勧誘の適正性を判断したうえで、行う必要があると考えます。

面談等は、勧誘の都度又は顧客の属性等に応じて実施時期（サイクル）を定める等して実施することが必要であると考えます。

面談等における確認事項としては、例えば次のものが考えられます。

- ・健康状態に問題はないか
- ・会話がかみ合うか
- ・理解力に問題はないか（金融商品に関する理解度）
- ・投資意向はどうか 等

面談等の際に上記の確認を怠ったり、面談等が可能であるにもかかわらず、挨拶だけにとどまり、安易に短い電話だけで済ませてしまったりすることがないよう留意することが必要です。

また、面談等の内容については、記録・保存し、必要に応じてモニタリングに活用する等してください。記録については、必ずしも媒体や様式等を新たに定める必要はなく、例えば、電話に録音機能がある場合は当該録音をもって記録に代えることができると考えます。

なお、本ガイドラインにおいて、事前承認を行う役席者とは、経験、見識に照らし、自社で定める一定の役職以上の者を指し、いわゆる管理職者に限定するものではなく、社内組織（課、グループ等のセクション）において実質的に承認権限を有する者であればよいと考えます。また、事前承認を行う役席者と「4. 勧誘を行う場所、方法」において受注を行う役席者が同一の者である必要もありません。各社において、それぞれの場面における役割に照らして、役席者の選定を行えばよいものと考えます。

役席者自身が高齢顧客を担当している場合は、原則として、例えば当該役席者より上位の別の役席者が事前承認を行うことが望ましいと考えられますが、職務経験等に照らして自社が適正と認めた一定の役職以上の役席者については、自らが担当する高齢顧客に対して勧誘を行うことについて自らが判断（事前承認）することも認められると考えます。

Q 4：役席者の事前承認以外に設定すべき手続きはありますか。また、それほどのような高齢顧客に適用すべきでしょうか。

A：高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行おうとする場合には、Q 3のとおり、役席者による事前承認が必要と考えます。また、高齢者は、一般的に年齢が上がるにつれて、記憶力や理解力等が低下する傾向があると考えられますので、役席者の事前承認以外に、勧誘当日の受注の制限や役席者による受注、担当営業員（勧誘を行った者）以外の者による約定後の連絡、当該高齢顧客の取引に関するモニタリング等を行うことが考えられます。

これらの手続きは、目安として80歳以上の顧客を対象に含むようにしてください。なお、役席者の事前承認に関するモニタリングについては、目安として75歳以上の顧客も対象に含むようにしてください。

詳しくは「4. 勧誘を行う場所、方法」から「6. モニタリング」を参照してください。

4. 勧誘を行う場所、方法

Q 1：外交先で高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行うためのルールは、どのようなものが考えられますか。

A：録音機能がある電話での勧誘や、複数の者で同時に対応が可能な店頭での勧誘とは異なり、外交先で行う勧誘は説明内容や顧客の反応等の応接記録が残りにくいものです。このことが後日「言った。」「言わない。」等のトラブルの原因となるおそれもあります。そのため、外交時の高齢顧客やその家族との会話を記録・保存しておく必要があると考えます。例えば、高齢顧客等の了解を得て、ICレコーダー等に会話を録音することや、帰社後に主な会話内容や高齢顧客等の様子を記録・保存しておくことなどが考えられます。

また、説明を受けているときには理解しているつもりだったが、翌日になると覚えていない又は商品性等が分からないということが生じることもあるようです。そこで、訪問による勧誘の場合（あらかじめ役席者の事前承認を得ているものとする。この項のQ 2、Q 3とも同じ。）は、原則としてその日に受注を行わず、翌日以降に電話、外交又は店頭により受注することが適当であると考えます。

この場合、受注は前日以前に勧誘を行った担当営業員ではなく、役席者が行う必要があると考えます。これは、外交先での勧誘時には商品性やリスクを十

分に理解しているように思えた高齢顧客が、翌日になると勧誘内容を覚えていないということがないか、商品性等が理解されているかなど、説明内容を十分に理解したうえでの買付けであることの確認が必要であると考えます。

なお、前日以前に勧誘を行った担当営業員が当該高齢顧客に直接電話をかけるのはいけないということではありません。高齢顧客が1日検討した結果、追加で質問や相談したいこともあると考えられますので、まず担当営業員が電話をかけ、質問に回答するなどした後、役席者に電話を代わって、当該役席者が受注し注文内容の確認を行う等の対応をしてもよいと考えます。

役席者が高齢顧客に直接電話をかける場合は、高齢顧客から不審に思われたりすることがないように、前日以前に勧誘を行う担当営業員が「お取引の内容について、明日以降改めて当社の〇〇という者が電話で確認させていただきますので、よろしくお願いたします。」などと、事前に伝えておくことがよいと考えます。

なお、受注時の会話内容を録音・記録・保存しておくことが考えられます。

役席者自身が高齢顧客を担当している場合は、翌日以降に行う受注は別の役席者（必ずしも前日以前に勧誘を行った役席者より上位にある者である必要はない。）が行えばよいと考えます。ただし、職務経験等に照らして自社が適正と認めた一定の職責以上の役席者に関しては、自らが担当する高齢顧客に対して勧誘を行い、翌日以降も自分で受注を行うことを認めてもよいと考えます。

翌日以降に電話で受注を行う場合の留意点はQ2を、店頭で受注を行う場合の留意点はQ3を参照してください。また、個別商品の買付けに関する説明を受けた高齢顧客が当日中の買付けを希望された場合の対応は、Q6を参照してください。

上記のとおり、外交先で勧誘留意商品の勧誘を行う場合には、原則として当日の受注を行わないこととすることが適当であると考えますが、高齢顧客の家族が同席し、一緒に説明をお聞きいただき、高齢顧客が勧誘留意商品の購入を希望する場合には、同席した家族から買付けに同意する旨を「買付指示書」に署名していただいた後、高齢顧客から当該「買付指示書」を受け入れることで、その場での受注を行ってもよいと考えます。

なお、高齢顧客との取引に関して家族の同席・同意を得る目的は、ご家族に高齢顧客の様子を見守っていただき、高齢顧客が当該商品について理解したうえで買付けを行う意向があることを確認していただくことにありますから、「家族」の定義についてはこの趣旨を勘案して各社において定めればよいと考えます。

Q 2：電話で高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行うためのルールは、どのようなものが考えられますか。

A：電話で高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行う場合も、外交先での勧誘時と同じく、原則として即日受注を行うことは適当ではないと考えます。また、対面（外交）とは異なり、一般的には電話での会話を高齢顧客とその家族と同時に行うことはできません。

したがって、電話で勧誘留意商品を勧誘する場合も翌日以降改めて電話を行い、前日以前に行った勧誘内容が理解されているかについて確認してから受注することが考えられます。この場合、翌日以降の受注はQ 1と同じく役席者が行う必要があると考えます。また、電話での会話は高齢顧客の顔色や動作などを確認することができません。

よって、担当営業員の勧誘内容を高齢顧客が十分に理解しているのかについて確認するためには、「はい。いいえ。」という返事だけではなく、できる限り高齢顧客自身に話をしてもらうことが大切であると考えます。

さらに、勧誘時や受注時の会話内容を録音・記録・保存し、事後にモニタリングを行ったり、後日勧誘等の内容について高齢顧客やその家族から確認依頼があった場合に活用できるようにしておくことが考えられます。

したがって、会社の固定電話や携帯電話に録音機能がある場合は、その機能を利用し、担当営業員個人の携帯電話等での勧誘や受注を原則として禁止するなど社内規則に定めることが有効であると考えます。

録音機能がない会社の電話による勧誘の場合も、前日以前に勧誘を行った担当営業員はその場では受注を行わず、翌日以降に役席者が当該高齢顧客から受注を行うことが考えられます。その理由や留意点等はQ 1を参照してください。

なお、録音機能のない会社の電話による勧誘や受注を行う場合は、担当営業員及び役席者は高齢顧客との会話日時や主な会話内容、注文内容などを記録する必要があると考えます。

記録の方法や、どの程度の内容を記録するかについては、各社の業態や規模、システム等のインフラの状況等に応じて事後的なモニタリング及び会話内容の確認に必要な範囲において定めればよいと考えます。

Q 3：店頭で高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行うためのルールは、どのようなものが考えられますか。

A：投資や相談のために来店された高齢顧客が家族を同伴される場合は、Q 1の外交時の勧誘の場合と同様に、同伴した家族から買付けに同意する旨を「買付指示書」に署名していただいた後、高齢顧客から「買付指示書」を受け取り受注する方法が考えられます。この場合、担当営業員が一人で受注してもよいと考えます。

しかし、常に家族の同伴があるとは限りません。その場合は、担当営業員が一人で対応するのではなく、役席者が同席し、担当営業員の勧誘内容を高齢顧客が十分に理解しているかについて確認することが考えられます。その場合、担当営業員が勧誘した勧誘留意商品の購入を高齢顧客がその場で希望する場合には、高齢顧客が自署した「買付指示書」を受け入れておけばよいと考えます。

このとき、役席者自身が積極的な勧誘（説明）者になってしまっただけでは同席の意味がありませんので、役席者は専ら担当営業員による適正な勧誘が行われているか、高齢顧客が説明を十分に理解しているかについての確認を行う者となる必要があります。

なお、Q1と同じく、店頭での勧誘においても高齢顧客やその家族又は役席者との会話を録音することや、主な会話や高齢顧客の様子を記録・保存しておくことが考えられます。

一方、家族の同伴がなく、かつ役席者が同席できない場合、担当営業員はその場では勧誘のみにとどめ、翌日以降に電話等で受注することが考えられます。その場合は、Q2に準じた対応を行ってください。

また、役席者の事前承認を受けていない高齢顧客が予約なく一人で来店され、役席者が在席していない状況において、当該高齢顧客から勧誘留意商品の買付けに関する説明を求められた場合には、要請を受けた範囲での勧誘を行ってよいと考えます。この場合、役席者の帰席後に当該状況について報告し、今後の対応について相談を行ってください。Q5も参照してください。

Q4：インターネット取引についても高齢顧客の取引に関する規則を定める必要はありますか。

A：インターネット取引は顧客自身がIDやパスワードを入力してログインするとともに、銘柄、数量及び金額を入力して行うものですから、投資勧誘規則第5条の3に規定する「勧誘による販売」に該当する行為がなされない限り、同条の適用対象にはならないと考えます。

Q5：小規模の営業所で役席者が常駐していない場合や、高齢顧客から注文を受けた場合に役席者が不在だった場合は、どのように対応すればよいですか。

A：Q1、Q2、Q3のとおり、家族の同席ができない場合、担当営業員が一人で受注するのではなく、役席者が高齢顧客の商品内容についての理解力を確認のうえで受注することが必要であると考えます。しかし、役席者の人数は限られており、常に在席しているとは限りません。その場合、高齢顧客を長時間待たせることは望ましいとは言えません。

そこで、小規模の営業所等で生じ得る様々な状況を想定し、高齢顧客との取引を適正かつ円滑に受注できるようにしておくことが重要であると考えます。

例えば、課、グループ等のセクションごとに受注する役席者を定める際に、不在時の代行役席者の順位を定めておくことや、営業所内に役席者が常駐していない場合や代行すべき役席者がいない場合には、近隣の営業所や本社・本部組織の役席者が受注できる社内規定を定めておくことなどが考えられます。

役席者の役割は、高齢顧客が当該商品について十分に理解していること等について確認したうえで受注することにありますから、役席者が不在であるからといって、役席者でない者が受注を代行することは適正とは考えられません。

また、当然のことですが、受注行為は外務行為に該当するので、外務員登録を受けていない者が受注を行ってははいけません。

Q6：外交、電話、店頭それぞれのケースで、高齢顧客が勧誘留意商品の勧誘を受けた後、当日中に買付けを行いたいと希望された場合はどのように対応したらよいですか。

A：高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行った場合は、原則として翌日以降に受注することが適当と考えます。

しかし、一律の対応によりトラブルになる可能性があることを考慮し、過去に同種の商品への投資経験がある等、当該高齢顧客が商品内容を十分に理解しており、当日の買付けを要請するやむを得ない事情がある場合については、上記の手続きの例外として認めることができる場合もあると考えます。

ただし、例外となるケースを幅広に設定してしまい、高齢顧客への勧誘による販売に関する社内規則を定めた趣旨が満たされなくなるようなことはあってはいけません。

例外として認めることができるケースとしては、例えば次のようなものが考えられますが、各社において自社の業態、規模、顧客分布等に照らして適切な設定を行ってください。

なお、いずれのケースも、役席者の事前承認を得ていること、かつ、担当営業員において高齢顧客の健康状態や商品への理解について問題がないことを確認している場合に限られることに留意してください。

また、次のケースの場合でも、当該高齢顧客が過去に投資経験のない商品の買付けであったり、従来の投資金額に比して急に金額が大きくなったりするような買付けを行おうとする場合には、即日受注の妥当性について、役席者と相談し、必要に応じ役席者が顧客の投資意向を確認するなど、慎重な対応を行う必要があると考えます。

<即日受注を例外として認めることができると考えられるケース>

- ・勧誘留意商品の勧誘に当たり、翌日以降の買付けを提案したところ、顧客が商品内容を十分理解しており、かつ、当日の買付けを要請することにやむを得ない事情がある場合（例えば、翌日から旅行等で不在となる場合、保有している商品と同一の商品を追加買付けする場合、保有商品が償還となり、い

わゆるロールオーバー（一時的に同一通貨建てのMMFに入金する場合を含む。）をする場合等）

5. 約定結果の確認・連絡

Q1：目安として80歳以上の高齢顧客への勧誘による販売を行った場合、高齢顧客との約定後の連絡について、誰が、いつ、どのような確認を行えばよいですか。

A：外交、電話、店頭いずれのケースにおいても、勧誘留意商品の勧誘後に受注に至った場合には、勧誘を行った担当営業員以外の者が、当該高齢顧客に約定結果を連絡することにより、当該高齢顧客が当該取引を行ったことについての認識を確認すべきと考えます。この連絡は役席者に限る必要はありませんが、高齢顧客の反応の確認を行うという趣旨に照らして、顧客には誰が約定後の連絡を行うのかをあらかじめ決めておけばよいと考えます。

また、約定後の連絡は必ずしも約定当日に行う必要はなく、例えば初期募集の投資信託の場合には募集期間中のいずれかの日に約定後の連絡を行う等、商品の性格等に合わせて行えばよいと考えます。

なお、外交、電話、店頭いずれのケースにおいても、約定後の連絡時の会話内容を録音・記録・保存しておくことが考えられます。

約定後の連絡において、当該高齢顧客が約定内容のすべて又は一部を覚えていない、あるいは認識が異なる（「買うとは言っていない。」等）ことが判明した場合は、直ちに内部管理責任者又はあらかじめ自社で定めた役席者に報告し、対応について相談する必要があると考えます。

Q2：役席者が受注を行う場合は、約定後の連絡も同一の役席者が行ってもよいですか。よい場合は、受注と約定後の連絡を同じ電話において行ってもよいですか。

A：約定後の連絡を行う者は担当営業員以外の者であればかまいませんので、受注を行った役席者でも問題がないと考えます。

ただし、高齢者はその健康状態によっては少し時間が経つとその前のことを覚えていないということもあり得ますから、電話受注の場合でも、一度電話を置き、時間を空けた後、再度電話にて約定後の連絡を行う必要があると考えます。

6. モニタリング

Q 1：高齢顧客への勧誘による販売について、モニタリングは必要ですか。必要な場合、どのようなことをすればよいのですか。

A：高齢顧客に関して定めた社内規則が適切に運用されているかについて確認する必要がありますと考えます。また、形式的な確認にとどまらず、会話の内容や高齢顧客の反応を確認することにより、営業姿勢の見直しやトラブルの未然防止につながる効果も期待できると考えます。

モニタリングは、①取引が所定の承認・約定プロセスに則って行われているか、②適合性や合理性の観点から不適切な取引はないかを主な点検項目として、各社の業態や規模等の実情に応じて設定し、例えば支店で実施する日次、月次の点検及び一定期間ごとの検査・監査等を組み合わせて実施することが考えられます。

具体的には、取引内容の確認、通話録音の再生、応接記録の参照、受け入れた「買付指示書」等の確認等が考えられます。また、内部管理責任者やその他役席者等が高齢顧客にヒアリングすることも有効な方法であると考えられます。

Q 2：取引内容の確認とは、どのようなことをすればよいのですか。

A：高齢顧客との取引について、例えば約定日ごとの取引内容をモニタリングすることは重要です。当該高齢顧客との過去の取引の頻度、金額、商品、預り資産等に照らし、突然高額の取引を行っていたり、わずかな期間に売買を繰り返したりしているケースなど疑問を感じる取引がないかを点検し、必要に応じて通話録音や受注記録等（以下「通話録音等」という。）を確認することにより、高齢顧客に何か重大な変化が生じていないか、合理性のある取引か、強引な勧誘を行っていないか等を検証することができるものと考えます。また、ある時点における取引を見るだけでなく、時系列で見たときに合理性のある取引であるかとの観点から検証することも大切です。

Q 3：社内規則の遵守状況の確認は高齢顧客の取引すべてについて行う必要がありますか。

A：担当営業員が適切な勧誘を行っているかについては、高齢顧客が行う勧誘留意商品の取引すべてについて通話録音等の確認を行うことが望ましいと考えます。しかし、現実にはすべての通話録音等を確認することは困難な場合もあると思われます。そこで、通話録音等のモニタリングは検証すべき対象となる顧客や取引を取引内容の確認結果や顧客属性等、一定の基準を定めて抽出したうえで行うことが考えられます。例えば、次のような取引の中から抽出することが考えられます。

- ①高額な取引や特に複雑な商品の取引
- ②特に年齢の高い顧客の取引
- ③取引頻度の高い取引等

なお、上記に該当する取引だけを確認するのではなく、一部は無作為に高齢顧客をサンプル抽出するなどして、一定期間内において、多くの担当営業員の取引が対象となるよう工夫することも有効であると考えます。

Q 4：通話録音等の保存義務はありますか。保存する場合、何年間保存すればよいですか。

A：通話録音等は担当営業員等が正しく社内規則を履行しているかの確認（モニタリング）の目的にとどまらず、後日高齢顧客やその家族から、取引当時の状況について質問等を受けた場合の確認資料として活用できるものと考えられますので、各社の実情に応じて十分な保存期間を定めておくことが望ましいと考えます。

以 上

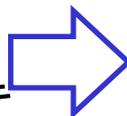


高齢顧客に対する勧誘による販売について

日本証券業協会

背景

- ・高齢化の進展
- ・苦情やあつせん事例の増加(含む家族からの申出)
- ・協会員における高齢顧客への対応、取組みにバラツキ



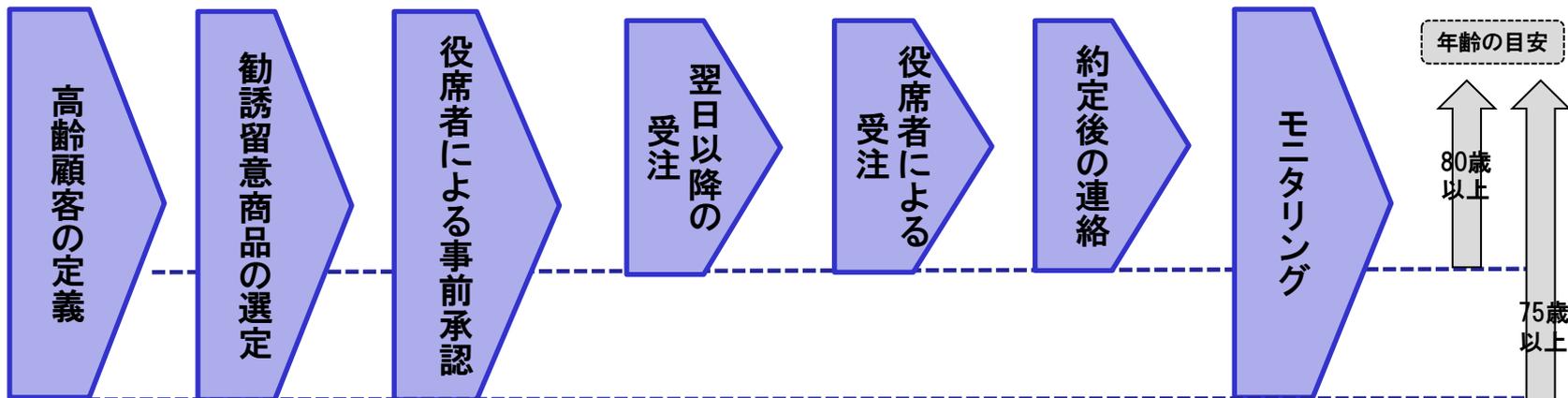
- ・業界として目線を合わせた勧誘による販売
- ・規則・ガイドラインの制定

規則

協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則
(高齢顧客に対する勧誘による販売)【新設】

第5条の3 協会員は、高齢顧客に有価証券等の勧誘による販売を行う場合には、当該協会員の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、高齢顧客の定義、販売対象となる有価証券等、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な投資勧誘に努めなければならない。

ガイドライン概要



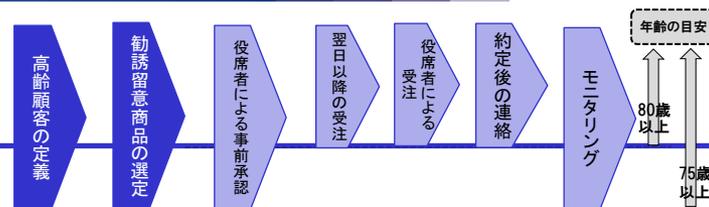
高齢顧客の定義

- ◆ 社内規則に高齢顧客の定義を規定(慎重な勧誘による販売を行う)

- ◆ 75歳以上を目安として高齢顧客を定義

- ◆ 80歳以上を目安としてより慎重な勧誘による販売を行う必要がある顧客を定義

※例えば、会社経営者、役員等である高齢顧客について、支店長等の役席者が頻繁に接し、顧客属性や投資意向を十分に把握している場合においては、担当役員等の承認を得て、本ガイドラインの対象外とすることも可能



勧誘留意商品の選定

- ◆ 高齢顧客への勧誘に際し、「勧誘可能な商品」と「勧誘留意商品」※の範囲を選定

※「勧誘可能な商品」⇒役席者による事前承認なしに勧誘可能な商品

「勧誘留意商品」⇒「『勧誘可能な商品』以外の商品」

- ◆ 勧誘可能な商品の例

- ◇ 比較的価格変動が小さく、仕組みが複雑でなく、換金性が高い商品

- ① 国債、地方債、政府保証債等

- ② 普通社債

- ③ 公社債を中心に投資し安定的な運用を目指す投資信託

- ④ 米ドル、ユーロ、豪ドル建てで上記①～③に相当する債券・投資信託

- ◇ 周知性の高い商品、時々刻々価格が変動する商品

- ① 上場株式、ETF、ETN、REIT(外国市場を含み、すべて現物取引に限る。)

- ② 日経225やTOPIXに連動する投資信託

- ◆ 「勧誘留意商品」の勧誘による販売には、役席者による事前承認が必要であることを社内規則で規定



役席者による事前承認

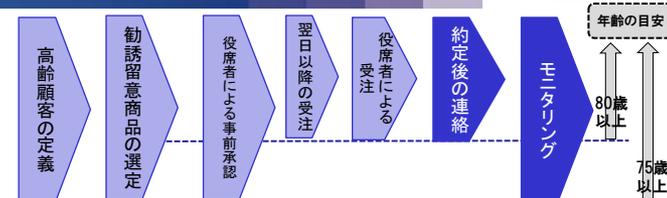
- ◆ 75歳以上(目安)の高齢顧客への勧誘留意商品の勧誘にあたっては、役席者による事前承認が必要
 - ◇ 事前承認にあたっては役席者自らが高齢顧客との面談(電話を含む)により、勧誘の適正性を判断
 - ◇ 面談時における確認事項
 - ・健康状態に問題はないか
 - ・会話がかみ合うか
 - ・理解力に問題はないか
 - ・投資意向はどうか等
- ◆ 面談の内容を録音・記録・保存→モニタリングに活用

翌日以降の受注

- ◆ 80歳以上(目安)の高齢顧客へ勧誘留意商品を勧誘する場合、原則として勧誘の翌日以降の受注とする
- ◆ 担当営業員は、会話内容を録音・記録・保存→モニタリングに活用
- ◆ 以下の場合等には即日受注が可能
 - ◇ 外交での勧誘時に家族が同席し、同席した家族が高齢顧客の商品の理解度、買付意向を確認している場合
 - ◇ 店頭での勧誘時に家族の同伴のうえ理解が得られた、または、役席者が同席し、理解度等を確認した場合
 - ※ 上記2つの場合、「買付指示書」の受入れ、家族の同席・同伴の場合、当該指示書に家族の署名
 - ◇ 顧客が商品内容を十分理解し、当日買付けを要請するやむを得ない事情がある場合
 - (例) ・ 翌日から旅行等で不在
 - ・ 保有している商品と同一の商品の追加買付け
 - ・ 保有商品の償還に伴うロールオーバー等

役席者による受注

- ◆ 80歳以上(目安)の高齢顧客からの受注は担当営業員とは別の役席者が行う
- ◆ 受注時における会話内容を録音・記録・保存→モニタリングに活用



約定後の連絡

- ◆ 80歳以上(目安)の高齢顧客には約定後に約定結果を連絡
- ◆ 約定後の連絡は、担当営業員とは別の者が行う
- ◆ 約定後の連絡は、受注から時間をおいて行う
- ◆ 約定後の連絡における会話内容を録音・記録・保存→モニタリングに活用

モニタリング

- ◆ 75歳以上(目安)の高齢顧客に対する社内規則の遵守状況についてモニタリングを行う
(主な点検項目)
 - ・取引が所定の承認・取引プロセスに則って行われているか
 - ・適合性や合理性の観点から不適切な取引はないか

本件のお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部
TEL : 03-3667-8470
Mail : jisyukisei@wan.jsda.or.jp

社債市場活性化のための公社債店頭売買参考統計値制度の見直しについて

平成 25 年 9 月

I. 公社債店頭売買参考統計値制度とは

公社債の店頭取引の価格情報を広く投資者に知らせることは、公社債の公正な価格形成を図るうえで重要である。このため、日本証券業協会（以下「日証協」という。）では、公社債の店頭売買を行う際の参考に資するため、「公社債店頭売買参考統計値制度」を設けている。

公社債店頭売買参考統計値は、日証協から指定を受けた協会員（指定報告協会員）からの気配（当日の午後 3 時現在における額面 5 億円程度の売り気配と買い気配の仲値）の報告に基づき日証協が算出し、公表している。

II. 公社債店頭売買参考統計値制度の課題

「社債市場の活性化に関する懇談会」の報告書において、社債の流通市場の活性化を図るためには、価格情報の透明性を高め、信頼性を確保することが重要であるとされている。公社債店頭売買参考統計値は、広く投資家や市場参加者に利用されている価格情報インフラの一つであるが、一部の銘柄（イベントの発生により信用リスクが高まった銘柄や流動性が低い銘柄）において、実勢価格（取引価格やビッド・オファー等）との乖離が大きいとの指摘がある。

LIBOR 問題の発生以降、証券監督者国際機構（IOSCO）等において、金融指標の信頼性・透明性の向上に向けた国際的な議論が進められている。（注）IOSCO の「金融指標に関する最終報告書」を踏まえた更なる対応については、今後、整理、検討する予定。

公社債店頭売買参考統計値
の信頼性の向上が必要

III. 公社債店頭売買参考統計値の信頼性向上のための具体的な見直し案

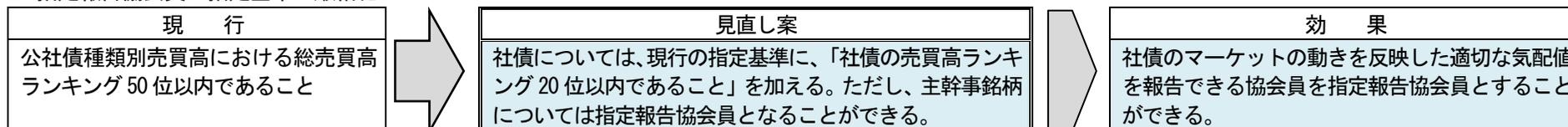
- ・裏面を参照

IV. 今後のスケジュール（予定）

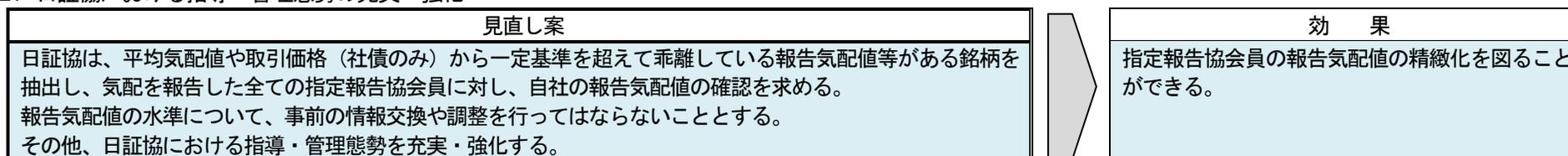
- ・今秋中に必要となる規則改正等を行ったうえで、平成 27 年のできるだけ早い時期の実施に向け検討を進める。
（注）今後、「社債の取引情報の報告・公表基準」について、同時期の実施を目指し具体的な検討を進める。

公社債店頭売買参考統計値の信頼性向上のための具体的な見直し案

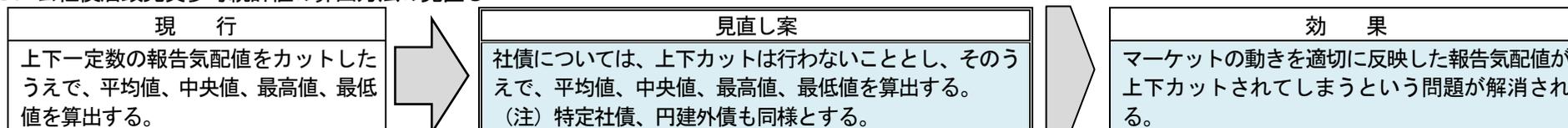
1. 指定報告協会の指定基準の厳格化



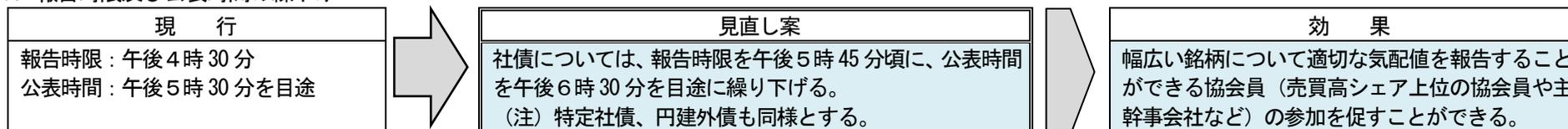
2. 日証協における指導・管理態勢の充実・強化



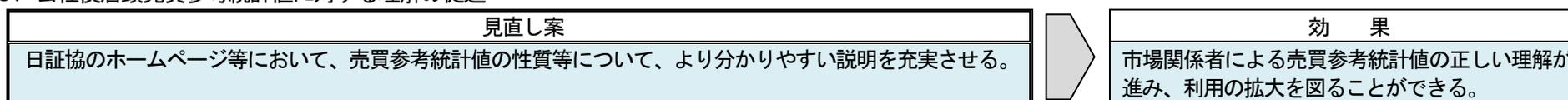
3. 公社債店頭売買参考統計値の算出方法の見直し



4. 報告時限及び公表時間の繰下げ



5. 公社債店頭売買参考統計値に対する理解の促進



社債市場活性化のための公社債店頭売買参考統計値制度の
見直しについて

平成25年9月2日

日本証券業協会

社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ

目次

I. はじめに	1
1. 検討の経緯	1
2. 売買参考統計値の信頼性向上に向けた課題の整理と対応策	1
II. 具体的な見直し案	2
1. 社債の指定報告協会の指定基準	2
2. 本協会における社債の売買参考統計値の指導・管理態勢の充実・強化	5
3. 社債の売買参考統計値の算出方法	7
4. 社債の売買参考統計値の報告時限及び公表時間の繰下げ	8
5. 売買参考統計値に対する理解の促進	12
6. 社債以外の債券の取扱い	13
III. 結びとして	16
1. 今後のスケジュール等	16
2. 総括	17
<参考資料>	
資料1：「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」 の設置について（設置要綱）	18
資料2：「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」 委員名簿	19
資料3：社債市場の活性化に向けた取組み（「社債市場の活性化に関する懇談会 部会」報告（抜粋））	20

I. はじめに

1. 検討の経緯

本協会では、平成24年7月30日に公表された「社債市場の活性化に関する懇談会」報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」（資料3）において、社債の流通市場の活性化を図るためには、社債の価格情報の透明性を高め信頼性を確保することが重要であることから、公社債店頭売買参考統計値（以下「売買参考統計値」という。）の信頼性の向上に向けて必要な措置の検討を行い、取組みを進めることとされたことを受け、公社債分科会のもとに「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」（以下「本ワーキング」という。）を設置し、売買参考統計値の信頼性の向上のための対応策について、8回にわたり検討を行った。

以下は、本ワーキングにおいて、売買参考統計値の信頼性向上に向けた課題と対応策について検討した結果を取りまとめたものである。

2. 売買参考統計値の信頼性向上に向けた課題の整理と対応策

売買参考統計値は、広く国内外の投資家や市場参加者に利用されている金融・証券市場に不可欠なインフラであり、本来の目的である債券の店頭売買の際の参考価格としての利用に加え、保有債券や担保債券等（非居住者保有の海外保管機関（ユーロクリア等）の保護預り分を含む。）の時価評価、公社債の発行条件決定の際の参考価格等として広く利用されている。

LIBOR問題の発生以降、証券監督者国際機構（IOSCO）等において金融指標の信頼性・透明性の向上に向けた国際的な議論が進められている中で、自主規制機関としての本協会が発表する売買参考統計値は、規則等に基づくガバナンスの強化によって、より信頼性、透明性の高いものにしていくことが求められている。

こうした状況のなか、「社債の売買参考統計値については、実勢価格（取引価格、ビッド・オファー等）との乖離が大きい」との指摘がされていることを踏まえ、本ワーキングにおいて、取引価格と社債の売買参考統計値との乖離の実態と要因の分析・検証を行った。

その結果、大きな乖離は恒常的・全般的に発生しているものではなく、一部の銘柄（イベントの発生により信用リスクが高まった銘柄や流動性が低い銘柄）に限り発生していることが確認された。これらの銘柄において乖離が生じる要因としては、マーケットの動き（スプレッドの変動やマーケットでの取引など）が適切に反映されていない気配値が報告されている可能性やマーケットの動きを適切に把握している協会員（売買シェアが高い協会員等）が気配値の報告を行っていないことなどが考えられる。

また、乖離の問題は一部の銘柄に限られた問題であるものの、これらの銘柄は、売買参考統計値の利用ニーズが特に高く、また、取引価格にもばらつきが生じ易く売買参考統計値との乖離が大きくなる蓋然性も高いことから、「乖離が大きい」と

の指摘に繋がっているものと考えられる。

このほか、売買参考統計値は、指定報告協会員から、当日の午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる売り気配と買い気配の仲値（気配値）の報告を受け、当該気配値に基づき算出されたものであることから、その性質上、取引価格と売買参考統計値には一定の乖離が生じ得るものであるが、このような売買参考統計値の性質に対する理解が十分に得られていないことも、「乖離がある」との指摘に繋がっているものと考えられる。

以上のような乖離の実態と要因を踏まえると、社債の売買参考統計値の信頼性向上を図るためには、「マーケットの動きを反映した適切な気配値を報告できる協会員を指定報告協会員とするための措置」、「適切でない気配値を排除するための措置」及び「適切な気配値を報告できる環境を整備するための措置」等が必要不可欠であると考えられることから、本ワーキングにおいて、これらの措置の具体策として、以下の対応について検討を行った。

1. 社債の指定報告協会員の指定基準
 - (1) 指定報告協会員の指定基準の厳格化
 - (2) 主幹事証券会社による気配値の報告の義務付け
2. 本協会における社債の売買参考統計値に係る指導・管理態勢の充実・強化
3. 社債の売買参考統計値の算出方法
 - (1) 売買参考統計値の算出方法の見直し
 - (2) 最低報告社数の見直し
4. 社債の売買参考統計値の報告時限及び公表時間の繰下げ
5. 売買参考統計値に対する理解の促進

Ⅱ. 具体的な見直し案

1. 社債の指定報告協会員の指定基準

(1) 指定報告協会員の指定基準の厳格化

【見直し案】

指定報告協会員の指定基準のうち、「総売買高ランキング 50 位以内に位置していること」の基準^(注)について、社債については、「社債の売買高ランキング 20 位以内に位置していること」を基準に加える。

ただし、社債の売買高ランキング基準を満たしていない場合であっても、当該指定報告協会員が主幹事となっている銘柄については、当該銘柄の指定報告協会員となることのできるものとする。

(注) 現行の指定基準については、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第8条において、本協会は、指定報告協会員になろうとする協会員に対して、以下の指定基準により審査を行い、指定報告協会員を指定することとしている。

- ① 売買参考統計値発表制度の趣旨を理解し、指定報告協会員になる意思を有していること
- ② 公社債店頭売買業務等に精通していること
- ③ 気配報告業務の適確な遂行に必要な組織体制、人員構成が確保されていること
- ④ その他本協会が定める事項

上記指定基準のうち「② 公社債店頭売買業務等に精通していること」については、「指定報告協会員の指定に係る運用について」（平成21年10月30日付公表文書）において、具体的な基準として、「公社債種類別売買高（選定銘柄の対象とならない種別の公社債を除く。）における総売買高ランキング50位以内であること」を指定基準としている。

【見直しの理由等】

社債の売買参考統計値の信頼性を向上させるためには、「マーケットの動きを反映した適切な気配値を報告できる協会員」を指定報告協会員とする必要があることから、本ワーキングにおいて、どのような指定基準とするのが適当であるのかについて検討を行った。

「マーケットの動きを反映した適切な気配値を報告できる協会員」とは、実際に多数の社債の取引（又はマーケットメイク）を行っている協会員であると考えられることから、国債等を含む公社債全体の売買高ランキングのみを指定基準とすることは十分ではなく、指定報告協会員には一定の社債の売買高シェアを求め必要がある。その一方で、本ワーキングにおいて、指定基準を過度に厳しくすることにより報告協会員数が減少し、売買参考統計値の公表銘柄数の減少に繋がることが懸念する意見もあったことから、売買高シェアと公表銘柄数の維持とのバランスを考慮した指定基準とする必要がある。

また、主幹事銘柄については、マーケットの動きを反映した適切な気配値を算出し、顧客への価格提供を行うことが可能であると考えられることから、協会員が社債全体の売買高シェアの基準を満たしていない場合であっても当該銘柄の報告を可能とすべきであるとする。

以上を踏まえて、上記のとおり、指定報告協会員の指定基準の見直し案を取りまとめた。

(2) 主幹事証券会社による気配値の報告の義務付け

協会員は、主幹事銘柄については比較的多くの取引を行っており、マーケットの動きを反映した適切な気配値の報告が可能であると考えられることから、主幹事証券会社による気配値の報告の義務付けについて検討を行った。

現行制度では、指定報告協会員になることは協会員の任意であり、また、指定報告協会員となった場合に、どの銘柄の気配値を報告するのかについても指定報告協会員の任意となっている。主幹事銘柄の気配値の報告を義務付けることは、現行制度の概念に変更を求めるものであるところ、その実現のためには、問題点を把握したうえで、当該問題点を解消又は軽減するための措置を講じる必要がある。

また、主幹事証券会社の中には、幅広い銘柄について主幹事証券会社となっている協会員が存在する一方で、ごく限られた銘柄についてのみ主幹事証券会社となっている協会員も存在する状況にあり、このような協会員における対応の可能性についても勘案する必要がある。

こうした点を踏まえ、協会員にヒアリング等を行ったところ、以下のような問題点の指摘があった。

- ① 主幹事銘柄について日々報告を行うことは、システム構築や人員確保等が必要になり負担が大きいが、気配値を報告することについて、それに見合うだけのインセンティブがない。
- ② LIBOR 問題を踏まえ、売買参考統計値を含め金融指標の算出の基となる気配値等を報告することには全社的に慎重な方針を採っている。
- ③ 報告時限が早いため、多数の銘柄について当日のスプレッドを踏まえた適切な気配値を算出し、算出した気配値を社内でチェックするための時間が足りない。

以上の点を踏まえると、すべての主幹事証券会社が気配値を報告することは望ましい姿であると考えられるものの、一方で、主幹事証券会社が新たに指定報告協会員となるためには、人員面やシステム面の対応を行うとともに、適切な報告を行うためのコンプライアンス面での対応も必要となり、限られた銘柄のみの主幹事証券会社となっている協会員に対して、気配値の報告を一律に義務付けることは過大な負担を負わせることになる。

このため、現段階においては、指定報告協会員の指定については、主幹事証券会社に対し気配値の報告を一律に義務付けるよりも、主幹事証券会社となっている協会員の幅広い参加を促す措置を講ずることがより有効かつ現実的な対応策であると考えられる。この点、複数の不参加協会員からは、上記③のとおり報告時限の問題があるとの指摘があることから、このような協会員の参加を促すための措置として、「4. 社債の売買参考統計値の報告時限及び公表時間の繰下げ」にある報告時限の繰下げについて検討した。

なお、指定報告協会員の負担に見合うだけのインセンティブについて検討したが、

指定基準を満たした指定報告協会員であることを対外的に示すことができること以外には、有効なインセンティブは見出せなかった。

本協会としては、主幹事証券会社による気配値報告は発行体からの要望が強いことも踏まえて、すべての主幹事証券会社による気配値報告の実現の環境整備のため、今後、指定報告協会員となるインセンティブに加え、指定報告協会員のシステム負担等の軽減策等について検討していくこととしたい。

2. 本協会における社債の売買参考統計値に係る指導・管理態勢の充実・強化

【見直し案】

① 日々の報告気配値チェック

本協会は、指定報告協会員各社から報告される気配値（以下「報告気配値」という。）について、適切ではない報告気配値が含まれていないかについて、以下のとおり、毎営業日、チェック等を行うものとする。

(イ) 本協会は、広く市場関係者等から売買参考統計値に関する意見等を受け付ける専用窓口（専用のメールアドレス等）を設け、市場実勢に合った報告が行われていない可能性がある銘柄に関する情報、その他の報告気配値の精緻化に資する情報の収集を行うものとする。

(ロ) 本協会は、以下の(i)～(iii)のいずれかに該当する銘柄を抽出し、当該銘柄の気配値報告を行っている全ての指定報告協会員に対し、該当事実を連絡したうえで、自社の報告気配値が適切なものとなっているかを確認するよう求める。なお、以下の「一定基準」は、指定報告協会員による確認の実効性を勘案し、抽出件数が必要以上に多くなならないよう十分考慮して、設定するものとする。

(i) 平均気配値から一定基準を超えて乖離している報告気配値がある銘柄

(ii) 取引価格から一定基準を超えて乖離している報告気配値がある銘柄

(iii) 上記(イ)の専用窓口に、市場実勢に合った報告が行われていない可能性がある旨の情報が寄せられた銘柄、その他の報告気配値の精緻化に資する情報が寄せられた銘柄のうち本協会が必要と認めたもの

(ハ) 指定報告協会員は、上記(i)～(iii)のいずれかに該当する事実が認められ、本協会から確認の連絡があった銘柄については、原則として当日中に自社の報告気配値について確認を行い、本協会に確認報告を行うものとする。ただし、該当銘柄が多数である等のやむを得ない事由により、当日中に全ての報告気配値の確認を行うことが困難である場合には、可能な限り当日中の確認及び確認報告を行い、当日中に確認できなかったものについては、翌営業日以降、本協会からの連絡内容を踏まえたうえで当日の報告気配値の算出を行うものとする。

なお、指定報告協会員が本協会に対して行う「確認報告」の方法については、例えば、確認の連絡があった銘柄について、指定報告協会員における確認が完了したときは、気配報告システムを通じて確認作業を完了した旨の連絡（確認送信）を行う等の簡易な方法によることとする。

(ニ) 上記 (i) ~ (iii) のいずれかに該当するか否かにかかわらず、異常値であると本協会が判断した報告気配値（例えば、桁違い、ゼロなどの報告気配値）については、当該気配値を報告した指定報告協会員に対して報告気配値の修正を求める。

(ホ) 本協会は、指定報告協会員における確認状況を検証し、確認態勢の不備が認められた場合には、当該指定報告協会員に対する指導を行うことができる。

② 指定報告協会員の報告態勢のチェック

本協会は、指定報告協会員において市場実勢に合った報告気配値の見直しが適切に行われていない状況が継続していないか等、指定報告協会員における報告態勢に問題が生じていないかについてチェックするものとする。

本協会における具体的な報告態勢のチェック方法は、以下のとおりとする。

(イ) 上記「① 日々の報告気配値チェック」により、本協会が確認等の連絡を行った銘柄について、指定報告協会員各社の報告気配値の状況及びマーケットの状況等に鑑みて、市場実勢に合った報告気配値の報告が行われていないと疑われる状況が継続している場合、本協会は、当該銘柄に関する「管理レポート」を作成して当該指定報告協会員に対してフィードバックを行うとともに、必要に応じて当該指定報告協会員に説明を求める等の措置を講じることができる。

(ロ) 上記 (イ) の結果、報告態勢の不備が認められる場合、本協会は、当該指定報告協会員に対して是正を求めることができる。

③ 適切な気配の報告を怠った指定報告協会員に対する措置

上記「① 日々の報告気配値チェック」及び「② 指定報告協会員の報告態勢のチェック」により、本協会が指導を行っても改善が認められない等、指定報告協会員として不適當である状況が認められる場合、本協会は、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第9条第2項の規定に基づき、当該指定報告協会員の指定を取り消す等の措置を講じることができる。

(注) 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第9条第2項において、「報告時限を遵守せず、又は、適正な気配の報告を怠った協会員について、本協会は当該協会員の指定を取り消す等の措置を講ずることができる」と規定されている。

④ 報告気配値の水準について事前の情報交換・調整の禁止

報告気配値の適切性や公正性を確保するため、指定報告協会員は、気配値を報告するにあたり、他の指定報告協会員等との間で報告気配値の水準について事前の情報交換・調整を行ってはならないこととする。

【見直しの理由等】

適切ではない気配値が報告される場合としては、「事務ミス等により異常値が報告される場合」、「マーケットの動きを適切に反映していない気配値が報告される場合」などが考えられることから、これらが懸念される場合に、本協会から指定報告協会員に対して注意喚起を行うことにより、報告気配値の精緻化を図ることとする。

なお、当該注意喚起は、「各社の報告気配値を一定の範囲内に収斂することを目指すものではない（一定の範囲を超えた報告気配値が適切な場合もあり得る）」との考えに基づくものである。したがって、本協会における報告気配値チェックは、あくまでも、自社の報告気配値が適切なものであるのかを確認する機会を提供するものであり、(桁違い等の異常値であることが明らかな場合を除き) 指定報告協会員が適切と判断して報告した気配値について修正を強要するものではない。

3. 社債の売買参考統計値の算出方法

(1) 売買参考統計値の算出方法の見直し

【見直し案】

上記「2. 本協会における社債の売買参考統計値に係る指導・管理態勢の充実・強化」の本協会による報告気配値のチェック等により、報告気配値の精緻化が図られることから、社債の売買参考統計値の算出に当たり上下カットは行わないこととし、そのうえで、平均値、中央値、最高値、最低値を算出することとする。

【見直しの理由等】

現行の売買参考統計値は、上下一定数の報告気配値をカットしたうえで平均値、中央値、最高値、最低値を算出している。

マーケットが大きく動いたときなどには、一部の指定報告協会員のみがマーケットの動きを反映した報告気配値を報告することにより、当該指定報告協会員の報告気配値と指定報告協会員各社の気配値の平均（平均気配値）との間に乖離が生じるケースが想定される。そのようなケースにおいては、平均気配値から乖離した気配値の方がマーケットの動きを適切に反映したものである可能性が高いにもかかわらず、当該気配値がカットされてしまう可能性がある。

また、現行の上下カットは、異常値又は恣意的な報告気配値を排除することを目的としているが、上記「2. 本協会における社債の売買参考統計値に係る指導・管理態勢の充実・強化」の見直し案に示した措置を講じることにより、異常値又

は恣意的な報告気配値を排除するための仕組みが整備されるものと考えられる。

以上を踏まえ、上記のとおり、社債の売買参考統計値の算出方法について上下カットは行わないこととした。

(2) 最低報告社数の見直し

平成 24 年 6 月の LIBOR 問題の発生以降、特に外資系証券会社において気配値の報告辞退が続いている。また、証券会社の経営統合・合併等に伴う指定報告協会の減少も続いている。このような状況に鑑みると、最低報告社数 5 社を維持することとした場合、社債の売買参考統計値の発表銘柄数が大幅に減少する事態が懸念される。このため、売買参考統計値の精緻性の確保を前提としつつ、発表銘柄数の確保を図るため、最低報告社数の見直しについて検討を行った。

検討の過程においては、最低報告社数 5 社を維持することで発表銘柄数が大幅に減少する事態は避けるべきであるとして、最低報告社数の引下げに肯定的な意見があった。また、社債の売買シェアの高い大手のうち 3 社以上から気配値の報告がなされる場合には、信頼性の確保の点では十分であるとの意見もあった。

その一方で、報告社数を引き下げるとは、適切性を欠いた気配値が報告された場合の影響が大きいとして、最低報告社数の引下げに否定的な意見もあった。特に、LIBOR 問題の発生以降においては、国際的に金融指標に関するガバナンスの強化についての要請が強くなってきており、一度疑わしい指標とみなされるとその信頼性の回復は容易ではないことから、最低報告社数の引下げに否定的な意見が多数を占めた。さらに、安易に最低報告社数の引下げを行うのではなく、報告社数 5 社を確保するための取組みを行うべきとの意見もあった。

このように、報告社数の引下げについては、売買参考統計値の金融指標としての信頼性の観点からの問題もあるため、最低報告社数の見直しは行わず、報告社数を確保するための措置を検討することで発表銘柄数の確保を図ることとした（報告社数を確保するための措置として、幅広い銘柄について適切な気配値報告が可能な指定報告協会の参加を促すため、「4. 社債の売買参考統計値の報告時限及び公表時間の繰下げ」にある報告時限の繰下げを検討した。）。

ただし、将来において、最低報告社数 5 社を維持すると社債の売買参考統計値の発表銘柄数が大幅に減少するような状況が見込まれる場合には、最低報告社数の見直しについて改めて検討する必要があると考えられる。

4. 社債の売買参考統計値の報告時限及び公表時間の繰下げ

【見直し案】

社債の売買参考統計値の報告時限を現行の午後 4 時 30 分から午後 5 時 45 分頃に繰り下げる。

社債の売買参考統計値の公表時間を現行の午後 5 時 30 分を目途から午後 6 時 30 分を目途に繰り下げる。

(1) 検討の経緯

現行制度においては、指定報告協会員は、当日の午後 3 時現在における額面 5 億円程度の気配値を午後 4 時 30 分までに本協会に報告し、本協会は午後 5 時 30 分を目途に売買参考統計値を発表している。

指定報告協会員は、午後 3 時から午後 4 時 30 分までの 1 時間 30 分の間に最大で約 2,500 銘柄の社債の気配値を算出し報告する必要があるが、複数の協会員(現在、社債の気配値の報告を行っていない協会員)より、社債はスプレッドの変動やマーケットにおける取引実績を銘柄毎に勘案して気配値を算出する必要があり、多数の銘柄の気配値を算出するためには相応の時間を要し、また、担当者が算出した気配値の整合性を確認する時間も要するため、適切な気配値を報告するためには、報告時限の繰下げが必要であるとの声が寄せられていた。

さらに、上記「1. 社債の指定報告協会員の指定基準 (2) 主幹事証券会社による気配値の報告の義務付け」及び「3. 社債の売買参考統計値の算出方法 (2) 最低報告社数の見直し」に記載したとおり、主幹事証券会社となっている協会員や幅広い銘柄について適切な気配値報告が可能な協会員の参加のためには、報告時限の繰下げについて検討する必要性が生じていた。

このような状況を踏まえ、報告時限・公表時間の繰下げについて検討を行った。

(2) 報告時限及び公表時間の繰下げについての調査

売買参考統計値は、債券の店頭売買の際の参考価格、保有債券や担保債券等の時価評価、公社債の発行条件決定の際の参考価格等として広く利用されており、報告時限及び公表時間の繰下げを行うことは、市場関係者及び利用者への影響が懸念される。そこで、一部の機関投資家へのヒアリング、並びに、市場関係者、利用者及び情報ベンダー等へのアンケートにより、社債の報告時限及び公表時間の繰下げによる影響についての調査を行った。

その結果、以下のとおり利用者に影響が生じる点を確認された。

- ・ 利用者によっては、システム変更が必要になる。対応期間や費用については、関係するシステムが多数存在するため、すぐには算出不可能との意見や、1 年程度の対応期間と数百万円レベルの費用が必要であるとの意見があった。
- ・ 利用者においては、業務終了時間が後ろ倒しとなり、労務管理上の問題や業務フローの再構築が必要になる。

その一方で、以下のとおり大きな影響は生じない点も確認された。

- ・ 情報ベンダー内の処理時間に大きな遅れが生じることはなく、データの提供時間は、売買参考統計値の公表時間の繰下げ分だけ遅れることになる。

- ・ 調査を行った範囲では、投信委託会社は、時間的制約のため投資信託の基準価額の算定には現在でも売買参考統計値を用いていないとのことであった。このため、売買参考統計値の公表時間を繰り下げても投資信託の基準価額の発表に影響は与えない可能性が高いと考えられる。
- ・ 今回の売買参考統計値制度の見直しは社債市場の活性化のために行っているものであるため、公表時間の繰下げによって当該目的と逆行する状況（社債投資を控える動き）が生じないかを確認したところ、社債投資への悪影響はないとの意見が大勢を占めた。

（3）本ワーキングにおける結論

以上を踏まえ、本ワーキングでは、公表時間を午後6時30分とする案と午後7時とする案について検討を行った。その結果、一部の委員からは時間の繰下げに反対する意見もあったが、本ワーキングとしては、以下の理由等により、売買参考統計値の報告時限及び公表時間を、上記のとおり繰り下げる提案を行うこととした。

なお、公表時間については、利用者への負担を考慮して、午後7時ではなく、午後6時30分に繰り下げを提案することとした。

【見直しの理由等】

- ① 報告時限及び公表時間の繰下げを行う必要性（売買参考統計値の精緻性の向上）
 - ・ LIBOR 問題の発生以降、金融指標の信頼性・健全性の強化が世界的な潮流となっており、一度疑わしい指標とみなされると、その信頼性の回復は容易ではないことから、自主規制機関としての本協会が発表する売買参考統計値は、より信頼性の高いものであることが求められている。
 - ・ 売買参考統計値の精緻性の問題は、一部の銘柄（イベントの発生により信用リスクが高まった銘柄や流動性が低い銘柄）に限った問題であるが、信用リスクが高い、又は流動性が低いといった特徴を有する銘柄の多くは社債であることから、精緻性の問題は社債が中心と考えられる。また、社債は他の債券と比べて、信用リスクに対する見解の相違や流動性が低いことによる報告気配値のバラつきが起り得るため、乖離が生じやすいと考えられる。このため、社債の売買参考統計値を精緻化していくことが、売買参考統計値全体の信頼性の向上に繋がるものと考えられる。
 - ・ 社債の売買参考統計値を精緻化するためには、適切な気配値を報告できる協会員（特に、社債の売買高シェア上位の協会員や主幹事証券会社）の参加が必須であるが、このような協会員が社債の気配値報告を行えない大きな理由の一つに、報告時限の問題がある。すなわち、現在、社債の気配値報告を行っていない複数の協会員から、「社債はスプレッドの変動やマーケットにおける取引実績を銘柄毎に勘案して気配値を算出しているため、多数の銘柄の気配値を算出するには相応の時間を要し、また、担当者が算出した気配値の整合性を確認する時間も要す

るため、社債については午後4時30分に気配値を報告することは困難である」との意見が寄せられている。このため、このような協会員の参加を促すためには、報告時限の繰下げが必要である。

このような協会員が社債の気配値報告を行うようになった場合には、売買参考統計値の精緻性の問題が生じ得る銘柄（イベントの発生により信用リスクが高まった銘柄等）の売買参考統計値が早期に精緻化する効果が期待される。

具体的には、過去にイベントが発生し、本協会から、気配値が適切なものとなっているかの確認要請が行われた銘柄について検証したところ、本協会からの確認要請により各社の気配値が見直され、売買参考統計値の精緻化が図られている事実が確認された。当時は、イベント発生から一定期間経過後に本協会からの注意喚起が行われたため、気配値の見直しにタイムラグが生じていた。しかし、「2. 本協会における社債の売買参考統計値に係る指導・管理態勢の充実・強化 ① 日々の報告気配値チェック」のとおり、今後は平均気配値から一定水準乖離した報告気配値がある銘柄について当日中に本協会からの注意喚起が行われるようになるため、マーケットの動きをいち早く反映して気配値を報告する指定報告協会員の参加が実現すれば、タイムラグなく売買参考統計値の適切化のための対応がとられるようになると考えられる。

② 報告時限及び公表時間の繰下げを行う必要性（売買参考統計値の発表銘柄数の確保）

最近における指定報告協会員の辞退等の状況を踏まえると、今後も指定報告協会員数が減少する可能性がある。その結果、最低報告社数を満たさない銘柄が増加し、売買参考統計値の発表銘柄数が減少する事態も想定される。特に、社債については、最低報告社数（5社）に近い銘柄が多いことから、指定報告協会員の辞退に伴う影響は大きく、発表銘柄数が大幅に減少するおそれもある。

《参考》社債の報告会社数毎の銘柄数（平成25年7月1日発表分）

報告会社数	5社	6社	7社	8社
銘柄数	882銘柄	1,182銘柄	431銘柄	4銘柄

発表銘柄数を確保するためには、幅広い銘柄について適切な気配値を報告することができる協会員の参加が求められるが、このような協会員の参加には、報告時限の繰下げが必須の要件となっている。

③ 対応の可否

一部の市場参加者に対するヒアリング等の結果からは、公表時間の繰下げは利用者にならざる影響はあるものの、公表時間の繰下げにより、現行業務を継続することが不可能となってしまうといった重大な問題は認められなかった。また、相応の準備期間を設けることを前提として、午後6時30分の公表であれば、現行の業務に大きな影響はないといった意見も比較的多くあった。

④ 代替可能な価格情報の存在

投資信託の基準価額の算定については、調査を行った範囲では時間的制約のため売買参考統計値を利用していない。このように、業務上早い時間に社債の価格情報が必要とされる場合には、有料の価格提供サービスを利用する方法や特定の1社（あるいは複数社）からヒアリング等により価格情報を利用する方法等の様々な代替方法も考えられる。

⑤ その他

①、②において報告時限及び公表時間の繰下げを行う必要性として掲げている「売買参考統計値の精緻性の向上」及び「売買参考統計値の発表銘柄数の確保」といった目的を達成するためには、売買参考統計値の制度について何らかの改善を行う必要がある。上記のとおり、報告時限及び公表時間の繰下げを行うことは、これらの目的の達成のために有効な措置の一つであると考えられる。

その一方、本ワーキングにおいては、これらの目的を達成するための他の有効な措置についての具体的な提案はなかった。

なお、公表時間の繰下げの検討の過程においては、社債の売買参考統計値を「速報値（現行どおり午後5時30分に公表）」と「確報値（午後6時30分又は午後7時に公表）」の二段階で公表することについても検討したが、「速報値は参考程度にしか利用できず、評価等に利用できるのは確報値のみである」、「速報値と確報値の2つの値を公表することは、利用者に混乱を与えるなどの問題がある」といった否定的な意見が大勢を占めた。このため、社債の売買参考統計値を二段階で公表する案は採用されなかった。

5. 売買参考統計値に対する理解の促進

本協会のホームページ等において、売買参考統計値の性質等（当日の午後3時現在における気配値であること、額面5億円程度の売買の参考となる気配値であること、売り気配と買い気配の仲値であること等）について、より分かりやすい説明を充実させる。

6. 社債以外の債券の取扱い

【見直し案】

社債の売買参考統計値の制度見直しに伴い、国債、地方債、政府保証債、財投機関債等^(注1)、金融債、特定社債^(注2)及び円建外債（以下「社債以外の債券」という。）の売買参考統計値については、以下のとおり取り扱うこととする。

(注1)「財投機関債等」とは、財投機関債のほか、地方の住宅供給公社債や道路債等をいう。

(注2)「特定社債」とは、金融商品取引法第2条第1項第4号に規定する「資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券」をいう。

(1) 本協会における売買参考統計値に係る指導・管理態勢の充実・強化

社債以外の債券についても、上記「2. 本協会における社債の売買参考統計値に係る指導・管理態勢の充実・強化」に記載された「①日々の報告気配値チェック」、「②指定報告協会の報告態勢のチェック」、「③適切な気配の報告を怠った指定報告協会に対する措置」及び「④報告気配値の水準について事前の情報交換・調整の禁止」と同じ取扱いとする。

ただし、「①日々の報告気配値チェック」(ロ)(ii)の「取引価格から一定基準を超えて乖離している報告気配値がある銘柄」の抽出については、社債以外の債券については、協会員から取引情報の報告を受ける予定がないことから行わない。

(2) 売買参考統計値の算出方法の見直し

国債、地方債、政府保証債、財投機関債等及び金融債については、現行どおり、売買参考統計値の算出に当たり上下カットを行い、そのうえで、平均値、中央値、最高値、最低値を算出することとする。

特定社債及び円建外債については、社債と同様に、売買参考統計値の算出に当たり上下カットを行わないこととし、そのうえで、平均値、中央値、最高値、最低値を算出することとする。

(3) 売買参考統計値の報告時限及び公表時間の繰下げ

国債、地方債、政府保証債、財投機関債等及び金融債については、現行どおり、報告時限を午後4時30分、公表時間を午後5時30分を目途とする。

特定社債及び円建外債については、社債と同様に、報告時限を午後4時30分から午後5時45分頃に、公表時間を午後5時30分を目途から午後6時30分を目途にそれぞれ繰り下げる。

【見直しの理由等】

(1) 本協会における売買参考統計値に係る指導・管理態勢の充実・強化

本協会における売買参考統計値に係る指導・管理態勢の充実・強化については、社債以外の債券についても指導・管理態勢の充実・強化を図ることが望ましいことから、原則として、社債と同じ取扱いとする。

ただし、社債以外の債券については、協会員から取引情報の報告を受ける予定はないため、「①日々の報告気配値チェック」(ロ) (ii) に記載している「取引価格から一定基準を超えて乖離している報告気配値がある銘柄」を抽出することはできないことから、当該抽出によるチェックは行わない。

(2) 売買参考統計値の算出方法の見直し

国債、地方債、政府保証債、財投機関債等及び金融債については、発行や売買が比較的頻繁に行われていることなどから、各指定報告協会員においてもマーケットの動きを反映した気配値を算出しやすい状況にあり、また、検証した範囲では、報告気配値のバラつきは比較的小さいことが確認された。このため、これらの債券については、平均気配値から相当程度の乖離をした報告気配値は、マーケットの動きを適切に反映したものであるというより、異常値である場合が多いと考えられ、上下カットを行うことが売買参考統計値の精緻化に資すると判断できる。

よって、国債、地方債、政府保証債、財投機関債等及び金融債については、現行どおり、売買参考統計値の算出に当たり上下カットを行うこととした。

一方、特定社債及び円建外債については、発行や売買がそれほど頻繁に行われていないことなどから、検証した範囲では、報告気配値のバラつきが比較的大きいことが確認された。また、これらの債券については、社債と同様にイベントの発生が価格に与える影響が大きいことから、マーケットが大きく動いたときなどには、平均気配値から乖離した報告気配値の方がマーケットの動きを適切に反映したものである可能性が高いにもかかわらず、当該報告気配値が上下カットされてしまう可能性が高いと考えられる。

よって、特定社債及び円建外債については、社債と同様に、売買参考統計値の算出に当たり上下カットを行わないこととした。

(3) 売買参考統計値の報告時限及び公表時間の繰下げ

売買参考統計値の報告時限及び公表時間の繰下げについて、社債以外の債券に関し、社債と同様に、繰下げの必要性の観点から「売買参考統計値の精緻性の向上」及び「売買参考統計値の発表銘柄数の確保」について、また、許容性の観点から「売買参考統計値の利用者への影響」について、それぞれ検証を行った。

① 売買参考統計値の精緻性の向上

社債以外の債券のうち、国債、地方債、政府保証債、財投機関債等及び金融債については、上記（２）のとおり、検証した範囲では、報告気配値のバラつきが比較的小さいことが確認された。また、売買参考統計値の精緻性を問題視する目立った指摘もない。

よって、国債、地方債、政府保証債、財投機関債等及び金融債については、売買参考統計値の精緻性の向上の観点からは、繰下げの必要性は大きくないと考えられる。

一方、特定社債及び円建外債については、上記（２）のとおり、検証した範囲では、報告気配値にバラつきが比較的大きいことが確認された。社債については、マーケットの動きをいち早く反映した気配値を報告する指定報告協会員の参加が実現すれば、タイムラグなく売買参考統計値の適切化のための対応がとられるような事例が確認されたが、特定社債及び円建外債については、そのような事例は確認されなかった。

よって、特定社債及び円建外債については、報告時限及び公表時間の繰下げが売買参考統計値の精緻性の向上に繋がるかは、必ずしも明らかではない。

② 売買参考統計値の発表銘柄数の確保

国債、地方債、政府保証債、財投機関債等及び金融債については、概ね一定の報告協会員数が確保できており、指定報告協会員の辞退等により発表銘柄数が減少するおそれは小さい。

一方、特定社債及び円建外債については、最低報告社数（５社）に近い銘柄が多いことから、指定報告協会員の辞退に伴う影響は大きく、発表銘柄数が大幅に減少するおそれもある。また、特定社債及び円建外債については、残存銘柄数に比して売買参考統計値の発表銘柄数が少ないが、報告時限の繰下げにより、新たな協会員の参加が可能となれば、発表銘柄数の増加が見込まれる。

《参考》特定社債及び円建外債の報告会社数毎の銘柄数（平成 25 年 7 月 1 日発表分）

報告会社数	5 社	6 社	7 社以上
特定社債	5 銘柄	0 銘柄	0 銘柄
円建外債	41 銘柄	5 銘柄	0 銘柄

よって、特定社債及び円建外債については、発表銘柄数を確保するため、現在これらの債券について気配値を報告していないものの、マーケットの動きを反映した適切な気配値を報告できる協会員（多数の取引を行っている協会員や主幹事証券会社等）の参加を可能とするよう報告時限を繰り下げる必要性が高

いと考えられる。

③ 売買参考統計値の利用者への影響

売買参考統計値の利用者に対しアンケートを行ったところ、国債、地方債、政府保証債、財投機関債等及び金融債について公表時間を繰り下げる場合には、社債のみ公表時間を繰り下げる場合と比べて影響が大きいとの回答が多かった。

一方、特定社債及び円建外債について公表時間を繰り下げる場合には、社債のみ公表時間を繰り下げる場合と比べて影響は同程度であるとの回答が殆どであった。

以上を踏まえ、本ワーキングにおいて検討を行ったところ、国債、地方債、政府保証債、財投機関債等及び金融債については、繰下げの大きな必要性は認められず、かつ、利用者に与える影響が大きいことから、報告時限及び公表時間の繰下げは行わないこととした。

特定社債及び円建外債については、報告時限及び公表時間の繰下げが売買参考統計値の精緻性の向上に繋がるかは必ずしも明らかではないものの、売買参考統計値の発表銘柄数を確保する観点からの必要性が認められ、かつ、利用者に与える影響は限定的であると考えられることから、社債と同様に報告時限及び公表時間を繰り下げることとした。

Ⅲ. 結びとして

1. 今後のスケジュール等

本報告書で取りまとめた見直し案については、今秋中に、必要となる規則等の改正や詳細事項の決定を行うこととしたい。見直し後の制度の実施時期については、①売買参考統計値の公表時間の繰下げ等に伴い必要とされる利用者及び指定報告協会員のシステム対応や労務対応の準備期間、②見直し後の制度実施のために必要とされる本協会のシステム対応の準備期間、③見直し後の制度における「取引価格と報告気配値との乖離のチェック」のために必要とされる社債の取引情報の報告体制の整備のための期間等を考慮して決定する必要がある。

②の本協会のシステム対応については、本協会における売買参考統計値のシステムは遅くとも平成27年10月までにシステムリプレースを行う必要があり、このシステムリプレースに併せて見直し後の制度を実施することが費用等の観点から効率的であると考えられる。また、①から③のために必要とされる期間は一様ではないと考えられるが、いずれも、制度の最終決定から1年の準備期間では十分ではないと考えられる。一方、売買参考統計値制度見直しの検討の契機となった「社債市

場の活性化に関する懇談会」の報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」（資料 3）においては、早急に対応策を具体化し、着実な実施に向けた取組みが必要とされているところである。

以上を勘案し、本制度の実施の時期については、引き続き①から③の点に考慮しつつ、平成 27 年のできるだけ早い時期の実施に向け、必要とされる検討を進めることとしたい。

2. 総括

本報告書では、売買参考統計値の信頼性の向上に向けた対応策について、本ワーキングにおいて検討した結果を取りまとめている。売買参考統計値の信頼性の向上のためには、適切な気配値を報告できる協会のより多くの参加が望まれるとともに、指定報告協会においても更なる報告気配値の精緻化に努めることが期待される。

また、証券監督者国際機構（IOSCO）においては、平成 25 年 7 月 17 日付けで「金融指標に関する最終報告書」を公表している。売買参考統計値は、「金融指標」に該当すると考えられるところ、当該報告書を踏まえた更なる対応については、今後、整理、検討していくこととする。

なお、本ワーキングの検討事項である「社債の価格情報のインフラ整備」としては、「売買参考統計値制度の見直し」のほか、「社債の取引情報の報告及び公表」がある。当該検討事項については、今後、本ワーキングにおいて社債の取引情報の報告・公表基準等について検討を行い、売買参考統計値の見直し後の制度の実施と可能な限り同期を図りたいと考えている。

以 上

「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」 の設置について

平成 24 年 8 月
日本証券業協会

1. 設置の趣旨

本協会では、我が国社債市場の活性化を図るため、「社債市場の活性化に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置し、課題の整理、対応策の検討を行い、平成 24 年 7 月 30 日、懇談会報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」を取りまとめ、公表したところである。

今般、同懇談会報告書で掲げられた対応策のうち、「社債の価格情報インフラの整備」及び「社債のレポ市場の整備その他社債の流通市場の活性化を図るための措置」について、実施に向けた必要な措置等の検討を行うため、公社債分科会の下部機関として、標記ワーキング・グループを設置する。

2. 検討事項

(1) 社債の価格情報のインフラの整備

- ① 社債の取引情報の報告
- ② 公社債店頭売買参考統計値の信頼性の向上に向けた取組み
- ③ 社債の取引情報の公表

(2) 社債のレポ市場の整備その他社債の流通市場の活性化を図るための措置

- ① 一般債におけるフェイル慣行の見直し
- ② その他

3. 構成

- (1) ワーキング・グループの人数は 20 名程度とする。
- (2) ワーキング・グループの委員は、協会員の役職員、債券市場関係者及び有識者をもって構成する。
- (3) ワーキング・グループには、主査を置く。
- (4) ワーキング・グループには、副主査を置くことができる。
- (5) ワーキング・グループには、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

4. 事務の所管

ワーキング・グループの庶務は、自主規制本部 公社債・金融商品部が担当する。

以 上

「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」委員名簿

平成 25 年 9 月
日本証券業協会

主査	野村 修也	(中央大学法科大学院 教 授)
委員	阿部 新哉	(U B S 証 券 コンプライアンス本部 エグゼクティブ・ディレクター)
〃	稲子谷 武	(住友生命保険 運用管理部 運用管理室 調査役)
〃	上野 哲	(みずほ証券 金融市場グループ 金融市場業務部 副部長)
〃	園生 裕之	(有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)
〃	高尾 憲久	(大和証券投資信託委託 債券運用部 シニア・ファントマネージャー)
〃	彦田 良平	(三菱UFJモルガン・スタンレー証券 市場商品統括部長)
〃	城 和孝	(S M B C 日興証券 商品業務部 次長)
〃	塚原 徹	(大和証券 債券部 副部長 兼企画課長)
〃	筒井 真一	(三井住友銀行 投資銀行統括部長 担当 次長)
〃	手島 大介	(野村證券 グローバル・マーケット企画部 エグゼクティブ・ディレクター)
〃	徳島 勝幸	(ニッセイ基礎研究所 金融研究部 上席研究員)
〃	根本 泉	(三菱商事 財務部 資金一次 資本市場担当 次長)
〃	堀野 雅則	(日本相互証券 経営企画部 次長)
〃	Mark T. Drabkin	(ゴールドマン・サックス証券 証券部門 債券為替モデ クレジット・トレーディング部 長)
〃	湯原 尚	(新日本有限責任監査法人 公認会計士)
〃	吉井 一洋	(大和総研 金融調査部 制度調査担当 部長)
〃	吉越 勇人	(三菱UFJ信託銀行 受託財産企画部 受託企画 主任 調査 役)
〃	和田 康	(東海東京証券 債券部 国内債券 ケルーフマネージャー)
オブザーバー	池上 裕司	(証券保管振替機構 社債投信業務部長)
〃	原田 実	(金融庁 監督局 証券課 証券監督調整官)
〃	西田 勇樹	(金融庁 総務企画局 市場課 課長 補佐)
〃	吉見 直	(日本銀行 金融市場局 市場企画課 市場整備グループ 企画 役)

以上 23 名 (敬称略・五十音順)

社債市場の活性化に向けた取組み
(「社債市場の活性化に関する懇談会 部会」報告)

第4部会 抜粋

平成24年7月30日

日本証券業協会
社債市場の活性化に関する懇談会

社債市場の活性化に関する懇談会（以下「懇談会」という。）では、平成 22 年 6 月 22 日、我が国社債市場の現状、課題を整理し、社債市場の活性化に向けた具体的な取組みを提示した報告書「社債市場の活性化に向けて」を取りまとめた。

この具体的な取組みを検討するため、次の 4 つの取組みごとに部会を設置し、平成 22 年 6 月から同 24 年 6 月まで、合計 58 回にわたり会議を重ね検討が行われた。本報告書は、その検討結果を取りまとめたものである。

- (1) 第 1 部会（証券会社の引受審査の見直し等）
- (2) 第 2 部会（コベナントの付与及び情報開示等）
- (3) 第 3 部会（社債管理のあり方等）
- (4) 第 4 部会（社債の価格情報インフラの整備等）

社債市場の活性化は、今後、我が国経済の新たな成長戦略の重要な要素の一つとして、官民あげた積極的な取組みが期待され、本報告書に掲げられた対応策は、一部実施されたものもあるが、引き続き、日本証券業協会及び市場関係者において、関係機関と連携を図り、早急に対応策の具体化、着実な実施に向けた取組みが必要である。

社債市場の活性化の実現には、こうしたインフラの整備だけではなく、新たな企業による社債発行や、機関投資家による積極的な社債投資が求められるところであり、そのための市場仲介者の一層の創意、努力が必要である。

懇談会では、引き続き、社債市場の活性化の実現に向けて、さらに発行会社、投資家及び市場関係者のニーズの把握に努め、これら社債発行、積極的な社債投資、市場仲介機能の発揮を後押しする提言を取りまとめ、また、諸施策の実現に向けて積極的に対応して参りたい。

第4部会

(社債の価格情報インフラの整備等)

第4部会(社債の価格情報インフラの整備等)

I. 社債の価格情報インフラの整備

I-1 社債の取引情報の報告及び公表

社債の流通市場の活性化を図るためには、社債の取引情報を公表することにより社債の価格情報の透明性を高め信頼性を確保することが重要であり、米国・EU・韓国等の取組みを参考に、次のとおり、社債の取引情報の報告を求め、公表に向けた取組みを進める。一方、我が国社債の流通市場の現状を踏まえれば、社債の取引情報の公表による信用リスクが相対的に大きい企業の社債の流動性や、市場参加者の売買動向等への影響が懸念される。こうしたことから、社債の取引情報の公表に当たっては、公表対象銘柄、公表方法及び公表日に関して、段階的に公表を進める。併せて、下記IIの社債のレポ市場の整備その他社債の流通市場の活性化を図るための措置について、同時並行的に検討を行い、必要な制度整備を進める。

1. 社債の取引情報の報告

日本証券業協会(以下「日証協」という。)は、社債の取引情報の公表事務、社債の取引状況の分析及び公社債店頭売買参考統計値の信頼性の向上等に活用するため、日証協の自主規制規則に基づき、証券会社に対し、次により社債の取引情報の報告を求める。

(1) 報告対象取引・報告方法

- ① 証券会社は、当日に約定があった社債の取引について、日証協にその約定内容の報告を行う。
- ② 上記①の報告に当たって、証券保管振替機構(以下「ほふり」という。)の決済照合システムにより約定照合が行われた社債の取引については、ほふりから日証協への報告により行う。なお、同約定照合が行われなかった社債の取引については、その報告の取扱いの検討を行う。

(2) 報告内容(注)

銘柄名(ISIN 銘柄コード)、約定年月日、決済年月日、約定単価及び取引数量(額面金額ベース)、対顧客取引・業者間取引の別、課税玉・非課税玉の別

(注) ほふりへの約定照合内容とする。

(3) 実施時期

ほふりから日証協への報告システムの整備次第、実施する（下記2の(4)参照）。

2. 社債の取引情報の公表

日証協は、上記1により証券会社から報告があった社債の取引情報について、日証協の自主規制規則に基づき、次により公表を行う。ただし、社債の取引情報の公表が社債の流動性等に与える影響を考慮し、(1)の公表対象銘柄、(3)の公表方法及び公表日については、当分の間、例えば、当該各項目に掲げる公表対象銘柄、公表方法及び公表日とする。

(1) 公表対象銘柄

上記1により証券会社から報告があった全銘柄とする。

【当分の間の措置】

次の銘柄とする。

- ① 発行総額 500 億円以上の銘柄
- ② 一以上の格付機関から A 以上の格付を取得している銘柄
- ③ 過去の取引金額、取引件数等が一定以上ある銘柄

(2) 公表内容

約定年月日、銘柄コード、銘柄名、償還期日、表面利率、取引数量（額面金額ベース）及び約定単価

(3) 公表方法及び公表日

取引数量（額面金額ベース）10 億円以上、5 億円以上 10 億円未満、1 億円以上 5 億円未満、1 億円未満の 4 つに区分し、当該区分ごとに、取引日の当日、日証協ホームページに掲載すること等により公表する。

【当分の間の措置】

取引数量（額面金額ベース）5 億円以上、5 億円未満の 2 つに区分し、当該区分ごとに、取引日の翌日に、公社債店頭売買参考統計値と併せて、日証協ホームページに掲載すること等により公表する。

(4) 実施時期等

- ① 日証協は、ほふりにおいて平成 26 年 1 月に次期システムのリプレースが予定されていることから、同リプレースの状況を踏まえ必要なシステム整備を進め、同次期システムの稼働後に社債の取引情報を公表、実施する。
- ② 日証協は、社債の取引情報の公表の実施に向けて、社債の流通市場の活性化を図るための措置について同時並行的に検討、整備を進めるとともに、市場関係者との間で、引き続き、社債の取引情報の公表が社債の流動性に与える影響等についての検証を行い、具体的な実施日、公表対象銘柄、公表方法、公表日その他必要な事項について定める。
- ③ 日証協は、公表実施後、市場関係者との間で、定期的に社債の流動性に与える影響等について検証を行い、必要に応じて公表対象銘柄、公表方法及び公表日等について見直しを行う。

I - 2 公社債店頭売買参考統計値の信頼性の向上について

- (1) 本部会では、報告書「社債市場の活性化に向けて」において、公社債店頭売買参考統計値の信頼性の向上に向けて重点的に取り組むべき課題として指摘された事項について、次のとおり検討を行うとともに、日証協において、本部会での検討を踏まえた措置が講じられた。
- (2) 日証協において、引き続き、公社債店頭売買参考統計値の信頼性の向上に向けて、社債の取引情報の活用その他必要な措置の検討を行い、取り組みを進める。

1. 日証協における指導・管理態勢の充実・強化（措置対応）

- (1) 日証協では、平成 23 年 4 月から、指定報告協会員から報告があった気配値について、継続的に平均値から大幅な乖離等があり市場実勢に合った見直しが行われていないなどと認められる場合、「管理レポート」を作成し、当該指定報告協会員に対してフィードバックを行う等の措置を講じた。
- (2) 日証協は、今後、上記 I により報告があった社債の取引情報を活用して、さらなる指導・管理態勢の充実・強化を図る。

2. 検討状況及び今後の対応

(1) 指定報告協会員名の公表

- ① 指定報告協会員名の公表については、次の意見があった。
 - イ. 投資家は、気配値と協会員名を同時に把握することができ、指定報告協会員への評価につながることから、指定報告協会員にとって、実勢に近い気配値を算出する最も効率的なインセンティブになるのではないか。
 - ロ. 公社債店頭売買参考統計値の報告・公表は、社債の取引の気配値を広く一般に公表するという公共目的で行うものであり、協会員が直接の利益を得られるわけではないことから、報告を辞退する協会員が生じるなど報告のインセンティブを歪める結果になる可能性がある。
- ② 本部会での検討の結果、指定報告協会員名の公表には慎重な意見が多かったことから、指定報告協会員名の公表は当面は行わないこととした。

(2) 指定報告協会員の指定基準の見直し

- ① 指定報告協会員の指定基準の見直しについて、次の2点について検討を行った。
 - イ. 指定報告協会員は売買執行能力を有する協会員とすること。
 - ロ. 主幹事となった銘柄については指定報告協会員となることを義務化すること。
- ② 上記①のイについては、現在日証協に公社債の売買高等の指定報告協会員の指定基準があるが、当該基準の見直し・強化による社債の公表銘柄数の減少が懸念されるとの意見があった。また、ロについては、日証協において調査の結果、主幹事となった銘柄については、当該証券会社は全て指定報告協会員として報告が行われている。
- ③ 日証協では、社債の公表銘柄数の減少等の影響を踏まえ、指定報告協会員の指定基準の見直しの検討を行う。

(3) 日証協への報告時限及び公表時間の繰下げ

- ① 日証協への報告時限及び公表時間の繰下げについては、指定報告協会員において気配値の算出時間が確保される一方で、市場関係者及び利用者の影響が懸念されることから、指定報告協会員の社内体制の整備の状況と合わせて、市場関係者及び利用者の公社債店頭売買参考統計値の利用状況の把握、検討の方向性・検討内容等の理解を得る必要がある。

- ② 日証協において、指定報告協会員の社内体制の整備に関するヒアリング及び市場関係者及び利用者へのアンケート調査を実施し、当該アンケート結果等を踏まえ、引き続き検討を進める。

II. 社債のレポ市場の整備その他社債の流通市場の活性化を図るための措置

社債の流通市場の活性化を図るため、日証協、ほふり、市場関係者は、上記 I の社債の価格情報インフラの整備の取組みと同時並行的に、次の事項について検討を行い、必要な制度整備を進める。

II-1 社債レポ市場の整備及び決済・清算システムの機能拡充

- (1) 社債レポ市場の整備及び決済・清算システムの機能拡充に向けて、日証協において市場参加者等との勉強会（社債の決済・清算システムの機能拡充及び社債レポ市場の整備に関する勉強会）が設置され、平成 24 年 2 月、報告書「社債の決済・清算システムの機能拡充及び社債レポ市場の整備に関する勉強会における意見交換について」（以下「社債レポ市場整備等報告書」という。）が取りまとめられた。
- (2) 社債レポ市場整備等報告書では、具体的な検討課題が整理され、その検討・整備の方向性が示され、本部会において議論を行った。

1-1 社債レポ市場の整備

- (1) 社債レポ市場の整備に向けて、社債レポ市場整備等報告書に基づき、次のレポ・レンジングサービスについて、段階的に検討、実施に移す。
- ① 証券貸借仲介サービス¹
 - ② 証券貸借サービス
 - ③ 担保管理サービス
 - ④ 清算機関による借入れ
- (2) 上記の検討、実施に当たっては、①の証券貸借仲介サービスから実施に向けた具体的な検討を行い、引き続き、②の証券貸借サービス及び③の担保管理サービスについて同時並行的に検討を進める。また、④の清算機関による借入れについては、次の 1-2 の決済・清算システムの機能拡充と合せて検討を行う。

¹ 決済機関等において、証券の借り手、貸し手双方のニーズを仲介するサービス（決済機関等において、残高情報等を基に取引の相手先を見つける、見つけやすくする仕組みを提供するサービス）

- (3) 併せて、一般債におけるフェイル慣行の見直し等について検討を行い、必要に応じて制度整備を進める。

1-2 決済・清算システムの機能拡充

- (1) 社債の決済・清算システムの機能拡充について、社債レポ市場整備等報告書において、次の具体的な課題が整理され、方向性が示された。
- ① 新しい清算スキーム（グロス＝ネット型DVP又はネット＝ネット型DVP）の導入（清算機関が設置された場合）
 - ② 現行のグロス＝グロス型DVP決済の発展形
- (2) 上記課題及び決済・清算システムの機能拡充・配置について、市場関係者及び関係するインフラ機関がコンセンサスを図りつつ、今後の社債の発行・流通規模及び清算機関設置のニーズの拡大及び清算機関の設置・運営等に係るコスト負担を見極めながら、段階的・発展的に検討、整備を進める必要がある。

II-2 社債の追加発行（銘柄統合）

社債の追加発行（銘柄統合）は、社債の発行規模の拡大、流動性の向上に寄与するものであり、日証協、ほふり及び口座管理機関等において、発行会社及び投資家のニーズ等を踏まえ、その実現に向けての検討、システム変更その他必要なインフラ整備を進める。

II-3 社債の取引単位の引下げ

- (1) 現状、多くの社債が機関投資家向け社債で、その額面金額が1億円以上となっていることから、社債市場が機関投資家向けと個人投資家向けに分断されているとの指摘がある。
- (2) 社債の取引単位の引下げが行われれば、流通市場における取引ロットの選択肢が広がり、より多くの多様な投資家の参加が見込まれる。
- (3) 今後の社債管理のあり方の検討、整備状況等を踏まえ、社債の取引単位の引下げに向けた具体的な検討を行う。

以 上

「バイナリー・オプション取引に関するワーキング・グループ」設置要綱

平成 25 年 7 月 26 日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

いわゆるバイナリー・オプション取引のうち一部のものについて賭博性が高いといった指摘を受け、公益及び投資者保護の観点から、取引期間などについて定めた「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正が、本年 7 月 3 日付で行われたところである。

今般、同改正を踏まえ、本協会においても、有価証券関連のバイナリー・オプション取引に関し、投資者保護の観点から、本協会の自主規制として必要な措置について検討を行うため、金融商品分科会の下部機関として、標記ワーキング・グループを設置する。

2. 検討事項

有価証券関連のバイナリー・オプション取引に関する以下の事項について検討する。

- (1) 取引期間及び期限並びに権利行使価格の設定方法などの商品内容の規制について
- (2) 顧客への情報提供、顧客管理及び取引管理について
- (3) その他バイナリー・オプション取引に関連する事項について

3. 構成

- (1) 本ワーキング・グループの人数は 10 名程度とする。
- (2) 本ワーキング・グループの委員は、協会員の役職員をもって構成する。
- (3) 本ワーキング・グループには、主査を置く。
- (4) 本ワーキング・グループには、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

4. 事務の所管

本ワーキングの庶務は、本協会 自主規制本部 公社債・金融商品部が担当する。

以 上

「バイナリー・オプション取引に関するワーキング・グループ」委員名簿

平成 25 年 7 月
日本証券業協会

主 査	雑 賀 基 夫	(松 井 証 券)	コンプライアンス部長
委 員	青 山 広 木	(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)	商 品 戦 略 部 企 画 課 副 参 事
〃	今 井 秀 明	(楽 天 証 券)	株式デリバティブ事業部長
〃	江 原 直 子	(ゴールドマン・サックス証券)	証券コンプライアンス部 部長 ヴァイス・プレジデント
〃	大 塚 彰 久	(S M B C 日 興 証 券)	デリバティブ商品部 第 二 商 品 組 成 課
〃	岡 本 啓 司	(マ ネ ッ ク ス 証 券)	営 業 企 画 部 長
〃	功 刀 敏 彦	(み ず ほ 証 券)	コンプライアンス統括部 ヴァイスプレジデント
〃	小 池 一 弘	(I G 証 券)	代表取締役社長 CEO
〃	佐 藤 基	(大 和 証 券)	エクイティ部 担当部長 兼 企 画 課 長
〃	高 野 修 次	(G M O ク リ ッ ク 証 券)	常 務 取 締 役
〃	筒 井 真 一	(三 井 住 友 銀 行)	投 資 銀 行 統 括 部 長 担 当 次 長
オブザーバー	三 澤 正 実	(金 融 庁)	監 督 局 証 券 課 長 課 長 補 佐

以 上 12 名
(敬称略・五十音順)

資料 5

平成25年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成25年8月度月次速報版）

平成25年9月17日

証券・金融商品あっせん相談センター

1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	25年度 上期累計	上期月平均 (累計/月数)
相 談	504	549	471	479	337		2,340	468.0
取引制度に関する相談	191	185	190	212	116		894	178.8
勧誘に関する相談	88	75	70	68	80		381	76.2
売買取引に関する相談	95	156	120	108	72		551	110.2
事務処理に関する相談	74	68	49	45	26		262	52.4
その他の相談	56	65	42	46	43		252	50.4
苦 情	95	87	108	61	64		415	83.0
勧誘に関する苦情	36	29	33	21	24		143	28.6
売買取引に関する苦情	32	39	52	23	30		176	35.2
事務処理に関する苦情	21	13	16	13	7		70	14.0
その他の苦情	6	6	7	4	3		26	5.2
あっせん	23	20	9	7	6		65	13.0
勧誘に関する紛争	18	15	5	5	5		48	9.6
売買取引に関する紛争	4	4	4	1	1		14	2.8
事務処理に関する紛争	1	0	0	0	0		1	0.2
その他の紛争	0	1	0	1	0		2	0.4

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考 1】 24年度下半期の月別状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	24年度 下期累計	下期月平均 (累計/月数)
相 談	401	393	384	363	398	443	2,382	397.0
取引制度に関する相談	102	115	147	118	152	161	795	132.5
勧誘に関する相談	154	111	82	91	85	86	609	101.5
売買取引に関する相談	58	104	73	59	63	82	439	73.2
事務処理に関する相談	44	35	39	54	46	65	283	47.2
その他の相談	43	28	43	41	52	49	256	42.7
苦 情	72	77	74	74	60	62	419	69.8
勧誘に関する苦情	55	40	39	25	25	23	207	34.5
売買取引に関する苦情	9	27	26	30	19	21	132	22.0
事務処理に関する苦情	4	5	6	14	8	15	52	8.7
その他の苦情	4	5	3	5	8	3	28	4.7
あっせん	19	19	27	18	13	11	107	17.8
勧誘に関する紛争	14	18	22	13	11	7	85	14.2
売買取引に関する紛争	4	1	4	5	1	3	18	3.0
事務処理に関する紛争	1	0	1	0	1	1	4	0.7
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0

【参考 2】 過去3年の状況

(単位:件)

	24年度 累計	23年度 累計	22年度 累計
相 談	4,496	4,358	4,099
取引制度に関する相談	1,351	1,309	1,487
勧誘に関する相談	1,387	1,365	974
売買取引に関する相談	767	802	567
事務処理に関する相談	465	388	454
その他の相談	526	494	617
苦 情	904	1,205	1,009
勧誘に関する苦情	470	692	498
売買取引に関する苦情	240	286	257
事務処理に関する苦情	112	134	141
その他の苦情	82	93	113
あっせん	208	308	239
勧誘に関する紛争	176	267	184
売買取引に関する紛争	26	35	47
事務処理に関する紛争	6	6	3
その他の紛争	0	0	5

(単位:件)

24年度 月平均	23年度 月平均	22年度 月平均
374.7	363.2	341.6
112.6	109.1	123.9
115.6	113.8	81.2
63.9	66.8	47.3
38.8	32.3	37.8
43.8	41.2	51.4
75.3	100.4	84.1
39.2	57.7	41.5
20.0	23.8	21.4
9.3	11.2	11.8
6.8	7.8	9.4
17.3	25.7	19.9
14.7	22.3	15.3
2.2	2.9	3.9
0.5	0.5	0.3
0.0	0.0	0.4

2. 商品別処理状況(25年8月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	8月度 合計
相 談	132	62	102	7	1	2	31	337
取引制度に関する相談	58	19	20	2	0	1	16	116
勧誘に関する相談	23	18	35	1	1	1	1	80
売買取引に関する相談	29	18	22	2	0	0	1	72
事務処理に関する相談	9	2	7	2	0	0	6	26
その他の相談	13	5	18	0	0	0	7	43
苦 情	31	10	15	3	0	0	5	64
勧誘に関する苦情	8	7	8	0	0	0	1	24
売買取引に関する苦情	18	3	6	3	0	0	0	30
事務処理に関する苦情	4	0	1	0	0	0	2	7
その他の苦情	1	0	0	0	0	0	2	3
あっせん	2	0	3	0	0	1	0	6
勧誘に関する紛争	1	0	3	0	0	1	0	5
売買取引に関する紛争	1	0	0	0	0	0	0	1
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成25年度(平成25年4月～25年8月)の状況

(単位:件)

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合計
相 談	1145	357	511	61	5	3	258	2,340
取引制度に関する相談	461	121	156	16	0	1	139	894
勧誘に関する相談	105	104	161	3	2	2	4	381
売買取引に関する相談	315	78	115	31	3	0	9	551
事務処理に関する相談	160	20	27	6	0	0	49	262
その他の相談	104	34	52	5	0	0	57	252
苦 情	213	70	93	18	2	6	13	415
勧誘に関する苦情	38	48	48	1	1	6	1	143
売買取引に関する苦情	117	15	29	14	1	0	0	176
事務処理に関する苦情	46	5	9	3	0	0	7	70
その他の苦情	12	2	7	0	0	0	5	26
あっせん	16	19	21	0	0	8	1	65
勧誘に関する紛争	7	17	16	0	0	8	0	48
売買取引に関する紛争	9	1	4	0	0	0	0	14
事務処理に関する紛争	0	1	0	0	0	0	0	1
その他の紛争	0	0	1	0	0	0	1	2

3. 男女別処理状況(25年8月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	8月度 合計
相 談	166	152	19	337
取引制度に関する相談	66	43	7	116
勧誘に関する相談	38	39	3	80
売買取引に関する相談	29	37	6	72
事務処理に関する相談	15	8	3	26
その他の相談	18	25	0	43
苦 情	41	22	1	64
勧誘に関する苦情	14	9	1	24
売買取引に関する苦情	20	10	0	30
事務処理に関する苦情	5	2	0	7
その他の苦情	2	1	0	3
あっせん	3	2	1	6
勧誘に関する紛争	2	2	1	5
売買取引に関する紛争	1	0	0	1
事務処理に関する紛争	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成25年度(平成25年4月～25年8月)の状況

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	合計
相 談	1,304	940	96	2,340
取引制度に関する相談	525	329	40	894
勧誘に関する相談	184	183	14	381
売買取引に関する相談	309	216	26	551
事務処理に関する相談	148	102	12	262
その他の相談	138	110	4	252
苦 情	250	152	13	415
勧誘に関する苦情	61	73	9	143
売買取引に関する苦情	121	53	2	176
事務処理に関する苦情	53	16	1	70
その他の苦情	15	10	1	26
あっせん	31	22	12	65
勧誘に関する紛争	19	18	11	48
売買取引に関する紛争	11	3	0	14
事務処理に関する紛争	0	1	0	1
その他の紛争	1	0	1	2

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成25年8月）について

平成25年9月17日
日本証券業協会

【お知らせ】

本協会ホームページの“必ずもうかる”詐欺への注意を呼びかけるページをリニューアルしました。
http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/index.html

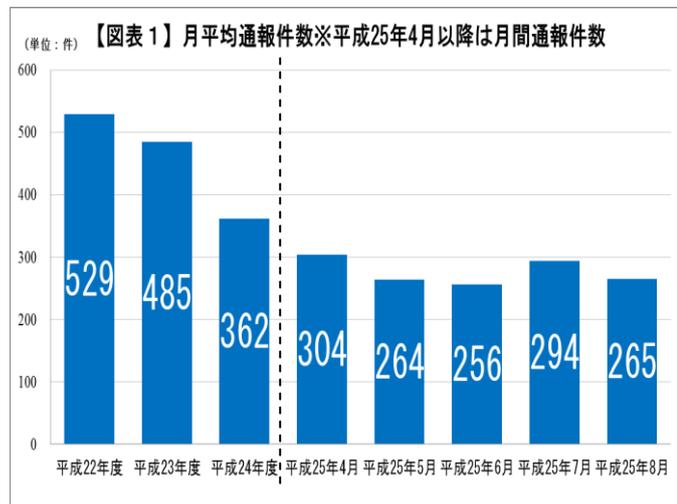
※「未公開株通報専用コールセンター」についての説明は、6ページに記載しています。

1. 平成25年8月中に受理した通報の概要

(1) 通報件数

右の【図表1】のとおり、平成25年8月中に受理した全通報件数は265件であり、平成24年度（平成24年4月～平成25年3月）における1か月当たりの平均通報件数362件と比較すると少なくなっています。

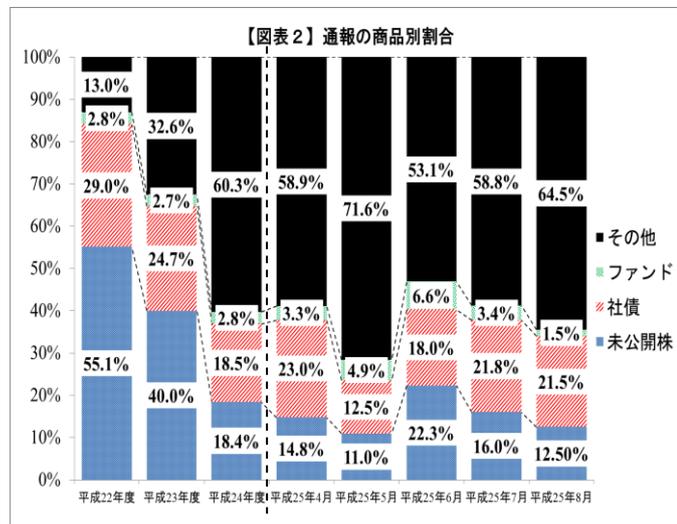
また、この全通報件数を同月中に業務を行った22営業日で割った、1営業日当たりの平均通報件数は約12件で、こちらも、平成24年度における1営業日当たりの平均通報件数約18件と比較すると少なくなっています。



(2) 購入・取引を勧誘された商品

右の【図表2】のとおり、平成25年8月中においては、「その他」に分類される通報が171件（64.5%）ともっとも多く、以下、「社債」が57件（21.5%）、「未公開株」が33件（12.5%）、「ファンド」が4件（1.5%）と続いています。

「その他」に分類される最近の通報では、業者が通報者に「社債を購入したいので、あなたの名義を貸してほしい



い。代金はこちら（業者）が支払う。」と持ち掛け、通報者がこれを承諾すると、後日、社債の発行会社から「申込人の名義と口座の名義が違う。これは問題だ。」等と因縁をつけられ、業者の代わりに社債の代金の支払いを求められるケースが増加しています。

こういったトラブルを避けるためにも、自分の名義を貸したり、また、安易に名義を貸すことを承諾しないように、気を付けてください。

(3) 被害の金額

平成25年8月中に受理した全通報件数265件のうち、実際にお金を詐取される被害に遭ったという内容のものは30件（11.3%）でした。

これらの被害の金額は、合計で約1億4,000万円で、被害に遭ったという内容の通報1件当たりの平均では約470万円でした。

このうち、最大の被害金額は、仲介業者を名乗る者から、「社員権」を購入したという通報で、1,000万円でした。

通報全体でみた被害金額の合計は時期によって大きく変化するものの、実際に被害に遭った事例一件一件では多額のお金がだまし取られることには変わりがなく、万が一無登録業者から利殖関係の儲け話を聞かされても鵜呑みにせず、お金を支払うことには十分慎重になるべきです。

(4) 勧誘・詐取の手段

平成25年8月中の通報を勧誘手段で分類すると、従来傾向から変わらず、電話やダイレクト・メールといった直接に対面しない形での勧誘がほとんどです。

なお、実際にお金を支払ってしまう場面では、従来は銀行振込みがほとんどでしたが、最近では、無登録業者が被害者の自宅を訪問したり駅前等で待ち合わせをしたりして無登録業者に直接に現金を手渡ししてしまうケースや、無登録業者からの指示に従って郵便や宅配便で現金を送ってしまうケースが目立ってきており、お金の授受の手段が多様化してきていることに注意が必要です（3ページもご参照ください）。

(5) 通報者の属性

平成25年8月中の通報を通報者の年齢で分類すると、こちらも従来傾向から変わらず、60歳以上が約90%であり、その中で一人暮らしは約23.6%を占めています。

また、通報者の居住地で分類すると、こちらも従来傾向から変わらず、東京・大阪・愛知やその近郊が上位を占めています。

これらのことから、大都市圏を中心に、お年寄りに集中的に勧誘が行われていることが推測されます。

一般に、お年寄りは、詐欺的な行為に遭った場合の対処に慣れておらず、また一人暮らしのお年寄りを中心に、こうした場合に誰にも相談することができず、被害が埋没してしまうとされています。

このため、お年寄りの家族や近隣地域が、お年寄りの行動の変化に日頃から注意を払うとともに、万が一無登録業者による未公開株等の勧誘を受けたり実際にお金を支払ってしまった場合には、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）をはじめ、公的機関の相談窓口にご相談することが重要です。

2. 最近の手口

「未公開株通報専用コールセンター」には、最近も、次のような手口の通報が相次いでいます。

(1)

- 通報者のもとに、ある業者Xから、「未公開株詐欺の被害者としてテレビ番組に出演してほしい。出演してくれるなら、あなたが保有する未公開株を買い取る。」という電話が掛かってくる。
- 通報者がこれを承諾すると、業者からテレビ番組の詳細と『被害回復分配金支払申請書／被害情報報告書』が郵送され、「これらの書類を番組出演後に提出してほしい。」と言われる。
- すると、通報者のもとに、公的機関を名乗る者から、「未公開株詐欺に関する注意喚起の電話をしている。業者Aは悪徳業者のため注意するように。もしも被害に遭ってしまった場合には、業者X又は業者Yに相談すれば、被害回復してくれるだろう。」という電話が掛かってくる。
- しばらくして、業者Xから通報者に電話があり、「あなたの保有する未公開株を買い取る条件が決まった。業者Yの株式を100万円分購入してほしい。」と言われた。

※ 実際の通報の内容を一部再構成しています。

上記の事例は、二次被害型と劇場型を組み合わせた未公開株等詐欺の手口と言えます。この手口では、「未公開株詐欺」の一般への認知度が高まってきたことを逆にとり、「未公開株詐欺の被害者としてテレビ番組に出演してほしい」「出演してくれたら、あなたの保有する未公開株を買い取る」と話を持ち掛けてきます。

さらに、公的機関を名乗り、適当な業者の名前（ここではA）を挙げて悪徳業者であると教えることにより、「未公開株詐欺に関する注意喚起を行っている」ことを印象付けたうえで、テレビ番組への出演と未公開株の買取を持ち掛けてきた業者Xや、業者Xから株式の購入を勧められる業者Yを持ち上げ、通報者に信用させようとしています。

一般に、公的機関が特定の業者に被害回復の相談をすることを勧めることはありませんので、そのような話を持ち掛けられた場合には劇場型の詐欺を疑い、金銭を支払わないように注意してください。

そのうえで、新たな被害の未然防止に役立てるため、持ち掛けられた話や送られてきたハガキ等について、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）に通報・相談するようにして下さい。

(2)

2 ページ目の 1.(4)において紹介しておりますとおり、最近では、無登録業者に直接に現金を手渡ししてしまうケースとともに、無登録業者からの指示に従って郵便や宅配便で現金を送ってしまうケースがあとを絶ちません。

手口としては、未公開株等の購入代金のみならず、未公開株等の代理購入に関するトラブルに被害者が巻き込まれていると装い、その解決金の支払い又はトラブル対応（資産を一時的に遠隔地に隔離する等）のためとして現金を送らせるケースがみられます。

こういった手段について、たとえば、警察庁、国民生活センターから、以下のように注意喚起がなされています。

○ 警察庁

「『振り込ませない』受取型の振り込め詐欺急増中！」

URL: <http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/main.html>

「その宛先は大丈夫ですか？」(実際に被害に遭われた方が現金等を送ってしまった住所)

URL: http://www.npa.go.jp/pressrelease/souni/furikome_jyusyo.pdf

○ 独立行政法人 国民生活センター

「宅配便でお金を送らないで！—他の商品と装わせてお金を送らせる手口に要注意！—」

URL: http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130321_2.html

どのような手段であれ、無登録業者にお金を支払ってしまうと、取り戻すのは非常に難しいのが現実です。

「品名を偽って送れ」など、無登録業者からの指示に従って現金を送ってしまうことのないよう、くれぐれもご注意ください。

※現金は、現金書留郵便以外の方法で送ることはできません。

3. 日本証券業協会による取組み

日本証券業協会は、多発している無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害を防止していくことは、証券会社や金融機関等が行う取引の信頼性を確保していく観点でも重要なことであると考えています。

このため、日本証券業協会では、これまで、ホームページ上での情報提供、ポスター、リーフレット、注意喚起動画等の作成・頒布、公的機関による注意喚起活動や報道機関による取材への協力等を通じて、被害の傾向や未然防止のために注意すべきこと等の周知に努めてきています。

このうち、ホームページ上での情報提供については、今年（平成25年）9月、これまでに注意喚起のために提供してきた情報を整理し、被害防止のためにこれまで以上に役立てられるよう、リニューアルを実施しています。

(URL:http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/index.html)

また、平成24年9月には、未公開株等詐欺未然防止キャンペーンを展開し、東京・丸の内におけるPRイベント、各都道府県の主要都市の街頭における注意喚起活動、主要新聞への広告掲載等を集中的に行いました。¹このキャンペーンは、各都道府県の警察や財務局等関係行政機関との連携を図るとともに、未公開株通報専用コールセンターへの通報のうち証券会社と取引のある方々からのものが5割近くに上ることを踏まえ、日本証券業協会の協会員である金融商品取引業者（証券会社）や登録金融機関と協力して、展開いたしました。

今年（平成25年）も、10月を強化月間として、各都道府県の警察、財務局、消費生活行政機関との連携を図り、主要都市の街頭における注意喚起活動を展開する予定です。

金融商品取引法は、有価証券の売買を業として行う場合は内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受けなければならないと定めており、またその登録を受けた者に対して、「必ず儲かる」等の表現を用いる断定的判断の提供を禁止する等、様々な行為規制を設けています。

さらに、日本証券業協会は、自主規制規則において、その会員である金融商品取引業者（証券会社）が未公開株を顧客に勧誘することを原則禁止しています。

このように、内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受け、日本証券業協会に加入している者は、投資家保護のための規制を守らなければならないことになっています。

このため、日本証券業協会では、有価証券の取引は、金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>) や日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiru/kyoukaiin/index.html>) において挙げられている金融商品取引業者（証券会社）又は登録金融機関を相手にして行うようにし、もし未公開株等の投資勧誘を受けた場合には、その業者²や未公開株等についてよく調べたうえで、実際の取引は十分慎重に行うよう、呼び掛けています。³

¹ http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/campaign.html

なお、日本証券業協会のこの取組みに対し、平成25年4月11日、特殊詐欺対策推進に多大な貢献をしたとして、警察庁から感謝状が授与されました。

² 実在する金融商品取引業者又は登録金融機関の名をかたる無登録業者もいます。もし未公開株等の投資勧誘を受け、その業者に連絡を取る場合は、業者から伝えられた連絡先ではなく、上に挙げたホームページに掲載されている連絡先から確認するようにすることが重要です。

³ 日本証券業協会では、ホームページ上の次のURLにおいて、未公開株等の勧誘の典型的な手口と対処方法を紹介しています。

http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/files/101029mikoukai.pdf

4. 未公開株通報専用コールセンターについて

日本証券業協会では、無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害の防止に取り組んでいる行政機関、証券取引所、消費者団体、弁護士会、証券会社等との間の情報交換及び未然防止に向けた具体的な対応策の検討のため、平成21年、「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」を設置しました。

この協議会が取りまとめた報告書⁴では、ポスターやリーフレットを作成して消費者、特に高齢者の注意を喚起することにより被害の未然防止を図るとともに、日本証券業協会内に未公開株勧誘被害に関する相談専用のフリーダイヤルを設置することとされました。

これを受け、日本証券業協会は、平成22年4月、「未公開株通報専用コールセンター」を設置し、未公開株等の勧誘を受けた方からの通報を受け付けるとともに、相談のある方に対して適切なアドバイスを行っており、設置以来、平成25年3月までの3年間に約1万6千5百件の通報を受理いたしました。

また、日本証券業協会では、寄せられた情報を金融庁、消費者庁及び警察庁に提供しており、これら関係機関間における連携により、詐欺行為者の検挙や銀行口座の凍結等の対応が、より実効的に行えるようにしています。

未公開株等の投資勧誘を行う無登録業者やその手口は、時々刻々と変化しています。これら関係機関においても、新たな被害を防止するための対策を立てる上で、最新の実態を把握する必要があり、そのためには、実際にどのような手口の勧誘が行われ、被害の実態がどうなっているのかの情報が役立ちます。

そのため、日本証券業協会では、もし無登録業者による投資勧誘を受けた場合、また無登録業者にお金を支払ってしまった場合には、詐欺行為者の検挙の可能性を高めるため、また最新の实態に応じた被害防止策により新たな被害の発生を未然に防止するため、「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）に通報・相談するよう、呼び掛けています。

以 上

- この文書に関するお問い合わせ先
日本証券業協会 エクイティ市場部（電話：03-3667-8647）

⁴ <http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/h22/files/10012001.pdf>